

平成30年第8回定例会会議録

| | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|-------------|-------------------|-------------|
| 招 集 年 月 日 | 平成30年9月14日（金曜日） | | | |
| 招 集 場 所 | 伊江村議会議事堂 | | | |
| 開 会 | 9月14日 10時00分 島袋義範議長宣言 | | | |
| 散 会 | 9月14日 15時58分 島袋義範議長宣言 | | | |
| 出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ） | 1 | 島 袋 義 範 議 員 | 7 | 渡久地 政 雄 議 員 |
| | 2 | 島 袋 勉 議 員 | 8 | 亀 里 敏 郎 議 員 |
| | 3 | 山 城 善 彦 議 員 | 9 | 知 念 一 邦 議 員 |
| | | | 10 | 名 嘉 實 議 員 |
| | 6 | 知 念 一 吉 議 員 | 11 | 内 田 竹 保 議 員 |
| 欠 席 議 員 | 5 | 内 間 広 樹 議 員 | | |
| | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 蔵 下 慎 君 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 村 長 | 島 袋 秀 幸 君 | 副 村 長 | 名 城 政 英 君 |
| | 教 育 長 | 宮 里 徳 成 君 | 総 務 課 長 | 宮 城 弘 和 君 |
| | 政策調整室長 | 内 間 常 喜 君 | 建 設 課 長 | 金 城 和 廣 君 |
| | 教育行政課長 | 新 城 米 広 君 | 建 設 課 参 事 | 知 念 利 次 君 |
| | 会 計 管 理 者 | 山 城 直 也 君 | 農 林 水 産 課 長 | 西 江 忍 君 |
| | 公 営 企 業 課 長 | 東 江 民 雄 君 | 福 祉 課 長 | 亀 里 裕 治 君 |
| | 商 工 観 光 課 長 | 万 寿 祥 久 君 | 住 民 課 長 | 島 袋 英 樹 君 |
| | 医 療 保 健 課 長 | 宮 里 政 喜 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 宮 里 正 邦 君 |
| | 総務課長補佐 | 平 敷 兼 清 君 | | |
| 議事日程及び会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | |

平成30年第8回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月14日（金）午前10時00分 開 会

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|-----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名（7番 渡久地政雄・8番 亀里敏郎） |
| 第2 | | 会期決定の件 |
| 第3 | | 議長の諸般の報告 |
| 第4 | | 村長の行政報告 |
| 第5 | | 一般質問 |
| 第6 | 報告第9号 | 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について |
| 第7 | 同意第1号 | 教育委員の任命について |
| 第8 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第9 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第10 | 議案第59号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 | 議案第60号 | 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第12 | 議案第61号 | 伊江村過疎地域自立促進計画の変更について |
| 第13 | 発議第1号 | 専決処分事項の指定について |
| 第14 | 議案第55号 | 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第3号） |
| 第15 | 議案第56号 | 平成30年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 第16 | 議案第57号 | 平成30年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第17 | 議案第58号 | 平成30年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、平成30年第8回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 渡久地政雄議員、8番 亀里敏郎議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、3日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのおり提出されています。

次に私の主な出張について報告します。

7月24日、町村議会正副議長・正副委員長研修会がちゃたんニライセンターにおいて開催され、出席いたしました。

7月30日、北部市町村議会議長会第2回理事会及び定例総会が本村で開催され、北部11市町村の議長及び事務局長が来村しました。

8月3日から8月15日まで、南米3カ国移住記念式典視察訪問団の副団長として教育長とともに、南米3カ国(ブラジル・アルゼンチン・ボリビア)における「沖縄県人南米3カ国移住110周年記念式典」に出席いたしました。

また、本村出身の移住者と懇親を深めることができました。

詳しくは、9月発行の議会広報誌に掲載しております。

これで私の諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

皆さんおはようございます。平成30年第8回伊江村議会定例会を招集しましたところ、9人の議員の皆様にご出席を賜り心から感謝を申し上げます。それでは行政報告をさせていただきます。

1点目、平成30年度伊江村畜産共進会の開催について、報告をいたします。平成30年度の第47回伊江村畜産共進会を8月31日に開催いたしました。各区からの代表といたしまして、子牛若雌、成雌の6部門に80頭の優良牛が出品され、団体の部においては、東江前区が総合優勝をいたしております。日ごろの生産者の卓越した飼養管理育成技術の高さを改めて実感させられるとともに、本村のさらなる畜産振興への発展につながるものと大きな期待を寄せているところであります。なお、村畜産共進会入賞牛のうち、若雌1類、2類、成雌1類、2類の各4部門の上位3頭においては、来たる9月27日に今帰仁村家畜市場において開催予定の平成29年第41回北部地区畜産共進会に、本村代表として出品予定となっております。本村の代表として数多くの出品牛が入賞いたしました。今年度の県畜産共進会で活躍できるよう、皆さんとともに祈念を申し上げます。成績表も配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

2点目、沖縄県農業士認定式についてでございます。県青年農業士認定式が9月11日に那覇市において開

催をされ、青年農業士に西崎区の儀間幸太さんが認定をされております。儀間幸太さんは、平成25年に就農いたしまして、島ラッキョウやサトウキビを栽培し、良質な球根の確保や出荷調整等にも意欲的に取り組んでおり、「沖縄の花と食のフェスティバル」野菜品評会において、2017年から2年連続で金賞を受賞するなど、栽培技術が高く評価をされております。また、伊江村内の小学校を対象に学校の菜園で島ラッキョウの植えつけ、収穫販売の指導に協力し、食育教育に携わるほか、村外からの行政視察や取材などを積極的に受け入れ、伊江村のピーアール活動を含め、担い手育成に大きく貢献したことが認められ、今回の認定となっております。今回の認定を契機にますますの御活躍を祈念申し上げたいと思います。

3点目、伊江村農業青年交流会の開催について、報告をいたします。伊江村農業青年交流会を9月12日にJA伊江支店ホールにおいて、開催をいたしました。農業青年が日ごろの活動における問題を解決するために、一堂に会しその地域や技術を相互に意見交換しながら、交流、友情を深め、農業の担い手としての自信と誇りを培うことを目的に、約50人の農業青年が集い、おおいに盛り上がる会となりました。また交流会の中で行われましたグループディスカッションでは、伊江村の農業振興についてと題し、人手不足など多くの現状課題について話し合わせ、大変有意義な交流会となりました。今後も継続をして実施していきたいと考えております。

4点目、児童生徒の学習文化スポーツ面での活躍状況は、皆様に配付をした資料のとおりでございます。後ほどごらんいただきまして、子どもたちを激励いただければと思います。

5点目、建設事業執行状況の報告についてでございますが、先の臨時議会後の建設事業の執行状況については、配付した資料のとおり、委託業務4件を執行いたしておりますので、報告とさせていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第5 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 亀里敏郎議員の登壇を許します。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議 員

5期20年、伊江村議会18期としての最後の一般質問となり、感慨深い思いであります。意に反しない御答弁を期待いたしまして、通告に基づきまして、2件の一般質問を行います。

1件目の、周年5航海可能性調査報告書を受けての村当局の決断についてでございます。

周年5航海可能性調査委託業務を株式会社シビルエンジニアリングと契約され、平成30年3月に報告書が村当局に提出されています。

周年5航海運航への一般質問が、平成7年9月定例会で名嘉 實、平成22年12月定例会で仲宗根清夫、平成28年3月定例会で私、亀里。平成29年12月定例会で渡久地政雄、各議員から提出をされております。このことは、村民の周年5航海への強い要望を代弁したものであります。

そこでこの度の報告書も勘案いたしまして、周年5航海運航への可否についてをお伺いしたいと思います。

次に2点目、平成27年6月定例会での、私の一般質問、漁港区域内の陸域や公共の空地に長期間放置された船（FRP）除棄処理についての、これまでの対応についてでございます。

私の一般質問への御答弁で、廃船の処理は、基本的に所有者の責任において行うべきものでありますので、所有者が判明した船艇に関しては、今後本人へ責任をもって除去するよう指導を行っていきたいと考えております。と答弁をされましたので、結果についてをお伺いしたいと思います。

また県においては、平成27年5月に、放置船艇等除去処理要領が制定されたところであり、村としても要

領等の整備を図り、村の関係部署と伊江漁協等で構成する放置船艇の処理について協議対処していきたいと考えているところでございます。と答弁されましたので、結果についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

亀里敏郎議員の1点目の「周年5航海可能性調査報告書を受けての村当局の決断について」にお答えをさせていただきます。

カーフェリーの5航海運航につきましては、議員お説のとおり、これまで多くの議員から一般質問を受けております。直近では、平成29年12月の定例会におきまして、渡久地政雄議員からの御質問もあり、収支等の外部委託を行い、その可能性調査の報告を受け、判断をしていきたいと答弁をいたしております。

そこで、今回の報告書では周年5航海を行う場合のシミュレーションとして、次の検証を行っております。

1. 1日5航海の運航想定、2. 運航ダイヤ想定、3. 超過勤務時間の算定、4. 必要人員の算定、5. 必要人件費の算定、6. 収支の計算、7. 周年5航海可能性のまとめとなっております。

まず、これまでの年間運航回数は、通常1,564回、臨時で50回、定期航路外が10回で、合計1,624回の運航を計画しております。周年5航海運航で試算すると1,935回となり、311回の増便となります。営業収益の増加は見込めず、燃料費等で経費は増加する試算となっており、現在の4航海運航では、約1億円の収益がございますが、周年5航海では運航関連の収支が1,500万円の赤字となります。そこで周年ではなく、4月から10月までを夏休み同様の夏季期間として運航を想定した場合は、約2,600万円の黒字となっております。このことから周年ではなく、4月から10月までの夏季運航は、目視航海も含め可能であるとしております。

次に運航ダイヤの想定は、本部港での荷役時間を増やし、燃料等の積み込み時間を安全に行えるよう伊江発を30分早める計画で想定をしております。超過勤務時間での算定では、一人月平均37時間の超過勤務で、このことから人員は3人の採用が必要となりますが、その分の給与費等が加算されても、収支については黒字であり、今回の周年5航海可能性調査では、これまでの船舶運航事業の実績に基づいて検証した結果、4月から10月までの夏季運航であれば、船舶運航事業は可能であるとの報告を受けているところであります。

しかし、検証では収益が黒字であるものの、現在の1億円から2,000万円台へ大幅に減少をしているところでございます。また、産油国の影響による燃料費の高騰や今般就航いたしました、フェリー「ぐすく」のリース料の発生により、今年度以降、船舶運航事業が赤字になると予想をしております。さらには、特に懸念される今後、新造船建造に必要な積立金の確保に大きな支障が出ると考えた場合、将来の船舶運航事業は、大変厳しいものがあると考えているところであります。

そして、沖縄県、沖縄総合事務局へは補助事業を受けるため、赤字運航計画書を提出しており、収支の減少が予想されるダイヤ変更は、認められないものと考えております。

ただし、新造船のリース料支払い等により、赤字航路となった場合には、離島航路運航安定化支援事業により補助が受けられ、リース船を購入することができます。平成30年度、平成31年度は赤字となる見込みで、平成32年度には、離島航路運航安定化支援事業で新造船「ぐすく」を購入し、その後、黒字経営に転換するものと予想をしているところであります。現時点での、補助事業が確定していない段階では、周年5航海運航に踏み切れない状況であると考えているところであります。しかしながら、村民や利用者からの常に要望があることは念頭に置き、慎重に国や県と協議や指導を受けながら、将来を見据えて検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目「平成27年6月定例会での一般質問、漁港区域内の陸域や公共の空地に長期放置された船（FRP）除棄処理についての、これまでの対応について」の御質問にお答えをさせていただきます。

平成27年6月定例会で、亀里議員からの一般質問を受け、沖縄県の放置艇等処理方針協議会設置要領に基づき、村においても平成27年9月に伊江村放置艇等処理方針協議会設置要綱を制定し、放置艇の登録番号等から所有者の調査を行うとともに、平成28年4月に、行政及び伊江漁業協同組合で構成する伊江村放置艇等処理方針協議会を開催しているところであります。

平成27年6月時点で、大小42隻の放置艇と思われる船艇がございましたが、今年の8月末現在では33隻と減少しているものの、登録番号が欠如し、所有者が特定できない船艇が10隻あるところであります。協議会設置から3年が経過しておりますが、全ての放置艇の所有者の把握、撤去までには至っておりません。

また、県へ他市町村の動向を伺ったところ、放置艇等処理方針協議会を設置している市町村は他に無いと伺っており、県においても個人の所有物であることから、法的な措置を盛り込んだ放置艇等除却処理要領の改正を今年度内に行い、県及び市町村全体で協議を行っていききたいとのことであります。

今後は、県の要領改正等を注視し、所有者が特定できる放置艇については、所有者が責任を持って撤去、処理するよう文書での通知を行い、村内においてどのような放置艇の処理が行えるか、また処理可能な事業者と検討協議を行い放置艇の処理について対応していききたいと考えているところであります。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

1件目についての、2回目の議論をさせていただきますけど、その前に村長の平成30年度の施政方針に基づきまして、少しだけ議論を進めたいと思っています。村長の施政方針で、周年5航海運航については、現在、船員の必要数や収支についての調査業務を委託しており、調査結果を踏まえて課題の抽出を行い今後実施に向けて、船員の労働条件やダイヤの変更等、周年5航海運航を継続していく上で、経営的な面から慎重な検討が必要と考えております。今しばらく時間をいただきたいと思います。という施政方針に基づきまして、大変前向きな、そして一步前進した答弁ではなかったかと思いますが、そこで一つだけ聞かせていただきたいんですけど、皆さんの調査業務委託書ですね、そこで皆さんの答弁書では、周年5航海では運航関連の収支が1,500万円の赤字となりますと書いてありますよね。それがこの皆さんの策定の方法といいますか、それが少しだけ疑問にあるんですよ。そこでお伺いしたいんですけども、11ページ、周年5便、1日5便1,935回、年311回増での検討結果を踏まえ、課題を抽出する。検討の前提条件は以下のとおりとするところがあるんですよ。この「以下」の営業収益、旅客、自動車航送数は、平成28年度と同じとする。と書いてあるんですよ。ということは、疑問を感じるのは、全く1便増やすことによる収益というのは、全く勘案されていない。単純に平成28年度の回数を単にただ割っただけなんです。そのところについて、どういうお考えか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄君

今、費用のほうは増えるということで、赤字になりますというふうにございましたが、収益という分で平成28年度と同じ勘案という試算といたしまして、11時と3時に乗るお客さんが、その中で分散されると考えた試算となっていますので、その分散されることにより、収益は増えないものというふうにとって、この試算を出しております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

単純で大変計算しやすいと思います。ただし、想定されることは、増便によって、伊江島に行く、利便性が多くなるわけです。ということは、お客の増も見込めるわけです。「伊江島の足も便利だから、行こうや」「海洋博に行くより、伊江島へ行こうや」と、そうなるんじゃないでしょうか。そういうことを想定したことはありませんか。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄君

そのことも想定いたしまして、それと今回計画しています外国からのクルーズ船が2020年には本部港に寄港もするという事は、今決定事項だというふうにあります。ただそれが実際、どのようにして、伊江島に集客するかというところまでは、検討の中で今入っておりませんでしたので、現在の試算といたしましては、平成28年度の状況でございます。

それとこれから先ほどの村長からの答弁がございましたが、赤字航路にリース代が発生することによりまして、赤字航路になるということがあります。そういった中でその後に、赤字航路が解消したリース料が購入事業になって黒字になったときにもう一度、その事業を検証していきたいと、この中では考えておりました。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

亀里議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。非常に難しい、どういった状況で今後の3年、あるいは5年、10年の可能性を調査していく中で、一番、ポイントとなるところであります。現在の50万人前後の旅客で、今回これを算定をしておりますが、そういう中で亀里議員の中では、5航海にすることによって、利便性が高めれば50万人の人が52万人、53万人と、あるいは54万人になる可能性もあるのではないかと。その辺を見越しての可能性調査はやっていないのかということだということで、御質問の趣旨だと思っております。その辺はこの可能性調査の手法として、そういう見越して、はっきりとしてこのフェリーの5航海によって、伊江島に来る皆さんが多くなって、フェリーの乗船の客数が多くなると。そういう信頼のできる積み上げができるのであれば、そういう前提としての可能性調査も必要かと思っておりますが、その辺につきましては、やはり経営者としてはしっかりと今現在の実績に基づいての可能性調査にしかできなかったということがございます。この前にやりました小型船の可能性就航調査におきましても55万人、あるいは60万人でなければ、なかなか収支が見込めないという部分で、この可能性調査の根拠とするその辺の立ち位置が、現状の利用者の数であるのか。あるいは将来を見越して5航海によって、もっともって利便性が高まれば、乗船する利用客もふえるのではないかとというのは、これは非常に難しい問題をはらんでいるというふうに思っております。

ただいまの亀里議員のこの質疑は、その辺の部分だと考えているところであります。今回の可能性調査については、そういうことで、平成28年度の実績に基づいて可能性をしっかりとやったということで、理解をしていただきたい。将来において、はっきりと50万人が53万人、55万人ということが見込めるのであれば、それはそれを了として、その可能性調査もできたと思っておりますが、やはり運航を営んでいる経営者としては、そういうことはなかなか可能性調査の中では基礎として調査がなかなかできなかったという部分も、御理解をいただければと思います。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

そこをまた再度、質問をしますけれども先ほど、平成28年度を基準にして、1,500万円の赤字になったとします。そして今申請しています赤字航路に申請していますよね。もし赤字航路のこの申請が認可された場合1,500万円に対する補填といいたいでしょうか。そういうのはどのぐらいの補填がありますか。

○ 議長 島袋義範 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄 君

この報告書では、あくまで質問に対しての補填はなくて、この補填は80%、赤字に対して80%の国、県の補助がございます。

○ 議長 島袋義範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

参考的に実は私は伊是名、伊平屋、渡嘉敷ですか。調べてみました。伊是名が国庫支出金で、事業収入が2億5,000万円のうち、国庫支出金が3,800万円、県支出金は3,700万円、これはつまり赤字補填の補助なんです。これが伊是名ですね。伊平屋が約4億5,000万円の事業収益に対して運航収益が2億5,000万円ですけど、ここは伊平屋は営業外費用で計上しているらしいです。そこが1億9,000万円の補助があります。その内訳として、航路補助として、国が約9,000万円、そして県が2,400万円、村が5,000万円ぐらいありますけど、交付税として、後で返ってきますよということを受けました。

そして渡嘉敷が、平成29年までは3,200万円ぐらいあったんですけど、29年度は赤字幅が狭まったということで290万円ぐらいの補填がありました。これは先ほど、課長が言っていたような平成31年度に向かっての赤字になりますよという、赤字になりますよというシミュレーションですね。申請をしているらしいです。これ恐らく伊江島もやっているんじゃないかということを書いていました。補助されるとこれ100%されるらしいです。だから先ほど大変消極的な課長は言っておりましたけれども、もしこれが補助されなければどうしますかということを書いておりましたけど、その国庫補助といえますか。この赤字航路への補助に対しての皆さんの抜本的な基本的な考えはどうなんですか。ただ、「ぐすく」の新造船を買い取るための赤字づくりなんですか。それとも将来を見越して5航海したら赤字になりますよと。なりますよという前提としての申請なのか。その辺どうでしょうか。

○ 議長 島袋義範 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄 君

ただいまの御質問、この赤字申請はリース料が発生するということでの赤字申請を提出しております。

○ 議長 島袋義範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

代船の購入ということで赤字をつくりたいということですね。ということは、皆さんは5航海やることによって、皆さんの報告書も皆さんの考えも、赤字になるから少し待っておこうという考えなんです。今までの答弁よりはかなり進んで、前進的な答弁であることは私は認めます、本当にうれしいです。だけどまだまだ消極的なところがあります。そこでお伺いしますが、皆さんの船舶公営企業としての積み立てはどのぐらいあるのでしょうか、現在。

○ 議長 島袋義範 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄君

決算書にもございますが、約30億円ございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

30億円ですよ。どの公営企業でもそれだけの積み立てを持っているのは、恐らくないのではないかと思います。そこで皆さんは、この答弁書にもありますけれども、将来もしまた代船するときには、どうするということを考えておりますけど、万が一、周年5航海することによって、赤字になろうとも、全く私はこの積み立てというのは、減らないと思います。その辺いかがでしょうか。減りますか、減らないですか。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄君

先ほど30億円と申しましたが、今建設改良資金としては、約13億円がございまして、ほかのその運営費、内部留保資金として、全部で今30億円というふうに申し上げました。そしてやはり次の船をつくる場合の原資として、今建設改良資金は積み立てしておりますが、それが赤字航路になると、積み立てができないということになります。現在、リースしている船は約19億7,000万円で建造してございまして、それにつきましても、次の船をつくる代船についても、今足りない状況にあります。それが次をつくった場合、それでどうにかできた場合になりますが、あと20年後ですから、「ぐすく」の代船の話にも今及びますが、新造船できたことでありますが、その後の代船をつくる原資がなくなるということが想定されます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

あくまでも、どうしてもこの1航海増便することによって、赤字が継続していきますから、この積み立ても減っていく。そうして次の代船するときにも、財源がなくなりますという答弁なんですけれども、実際、先ほどのこの赤字になるということは、航路補助というのがあるということではないでしょうか。すると赤字がずっと継続するということはあるですか。その辺いかがでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

私からもお答えをさせていただきます。この周年5航海に踏み切る前提条件としてのお話をさせていただきます。伊江村のフェリーを2隻堅持の運航事業につきましても、これまで運航事業に携わった為政者、あるいは船長、船員、その辺の御努力によって、ずっと黒字で経営をしてきたことは、皆さん御存じのとおりでありまして、なおかつこれは県内で唯一でありまして、それに携わった皆さん、あるいは村民あるいは関係者が誇りとする大きな実績だと思っております。そして多くの皆さんが敬意を払っているということになっております。これまでの4人の周年5航海についてもずっと申し上げましたとおり、これを導入する根拠としては、これまでの御苦勞された皆さんの黒字をずっと厳しい中で経営されてきた、そういう考え方を堅持しつつ、なおかつ村民あるいは多くの利用者の皆さんの利便性向上に伝えていきたいということで、ずっと周年5航海の可能性を検討してまいりましたし、小型船の就航可能性調査も、実施してきたところがあります。ただいかにせん皆さんの御期待に応えるような、そういうような調査結果といえますか、現時点

では先ほど亀里議員からありましたように、50万人前後の乗船の中では、非常に厳しいと言わざるを得ないような、そういうことをございます。亀里議員がおっしゃっていることも十分、意図するところは理解はできます。でも赤字航路になったときは、やはり20%は村が負担をしていかないといけないという部分でございます。今は黒字ですから、その20%の負担というのはないわけでございます。もう1点はやはり、この総合事務局にダイヤの変更で航海をするときに赤字、今回は要するに代船建造リース料で赤字になるのは、これはもう国も県も認めているわけです。今回の「ぐすく」を購入するための一つの手段みたいなものになっておりまして、それをリース料がなくなった場合、購入してここにも書いてありますが、平成32年度以降は、自前の船になるわけです。それに購入するときに、村も4億円ぐらいの負担は出ますから、今積み立てている13億円から4億円ぐらいは、その平成32年度の離島航路運航安定化支援事業で購入するときに、取り崩しをして充てると。そういう報告も公営企業課長からは聞いております。そういう中で買い取りをして、黒字になって5航海にしたいということで総合事務局に認可したときに、はなから赤字の離島航路の運航ダイヤの変更を国が認めるかどうかというのが非常に大きな、今後の検証すべきことだと思っております。そういう部分で5航海するのであれば、それは利便性の向上でいいんですけども、赤字を前提とするということは、国、県が8割部分を負担しないといけないという、こういう5航海の運行ダイヤの変更について、すんなり国、県が自前のお金が出るわけですから、そういうダイヤの変更認可がされるかどうかというのが、まず1点目で、その中としては、5航海はいいんですけども、運賃を上げて黒字にするのであれば、5航海を認めましょうというような、要するに受益者の負担に基づいて、5航海をするのであれば、国としてもそういう部分には認めるようにやぶさかではないと。そういう議論にならないかというのが、私は懸念をしているところであります。その辺の部分で、現行の50万人の中では一生懸命、気持ちは一緒です。利便性を高めて5航海をして、これまで。だから4人の皆さんの一般質問にも一生懸命、誠実に答えた中で、いろんな可能性を模索しながらやってきましたが、なおかつこの「ぐすく」の代船建造を踏まえて、3年後にこの船を購入するこの間は、なかなかその辺の部分との結論を出しきれない今の状況だということでもあります。そういう中で、先ほどもありましたが、伊江島に来る観光客、村民の利用者が今よりも急激に55万人、58万人になれば、そのときには十分5航海で収益が可能だと。黒字になる可能性もありますし、今懸念として出している次の船の建造の積み立ても十分できる、そういうような1億円とか、1億5,000万円の収益が出る見込みがあれば、これはその当時の航路管理者が判断をして、導入していくと。そういうような環境が整っていくのではないかと考えております。今、お話を聞いておりまして、将来において懸念される部分はそういうことがあって、今後受益者の負担、要するに船賃の改定という部分にいかざるを得ない状況になる可能性もあるのではないかと考えているところで、いずれにしましても、今後先ほど申し上げましたが、できる限りは5航海をして、多くの皆さんの要望に応じていきたいという思いはありますが、「ぐすく」の建造を終えて3年ぐらいをかけて、このぐすくを購入するということを先に実施をしていて、そういう中で引き続き、最後に書いてあるとおり国、県の指導も受けながら、その辺の皆さんの要望は常に念頭に置きながら、今後5航海についても、「これで終わります」ということではなくて、引き続きの検討課題にさせていただきたいというようなことを今思っているところであります。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

やはり行政を預かる者としては、石橋をたたかなければいけないと思います。しかしこの平成28年の一般質問をするときに、実は総合事務局に行っただけでまいりました。直接担当に会って行ってきました。この増便することに、1便増やすということは、全くやぶさかではないということをはっきり言っておりました。これ

は中央値が必要なら、これはやりましょうやと。だからましてや伊江村は代船建造を待って赤字にならないければ補助金はおらないからいいチャンスではないかということは言うておりました。参考的に言うておきますけれども。

次に、シミュレーションの16ページ、3. 4. 5. のほとんど人件費のことを書いてありますよ。人件費がたくさん増えますよ。超勤時間が増えますよ、そういうことを書いてあります。これ確かに増えて当たり前です。だからとって、これが全てマイナスかという、そうではないです。雇用の拡大という大きなメリットがあるじゃないですか。そういうメリットを見ないで、何かしらこう表記されると、これだけ多く出費します。経費がかかりますということを言われているような気がしてしょうがないんですよ。皆さんこの船員の増については、3人の臨時にせよ正職員にせよどう考えておりますか。指定席なんですか。決してマイナス要因だけではないのではないのでしょうか。どんなでしょうかね。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄君

今これを見ると赤字、赤い文字で強調しているところですが、実はこれはそれだけ必要であるので、5航海になった場合には、その人員を確保したいということで強調をして、この課題まとめというところを書かせていただいております。そして否定的ではなくて、やはり船員は採用したいと考えております。昨年度も船員の募集を行いました、実際申し込みがなくて、今年度につきましては、臨時職員ということで若干名今、募集をしているところでございます。今現在の状況を申しますと、正職員が20人、臨時が今6人ということです。実際、資格がある船員がなかなか申し込みしてこないということで、今現在臨時の職員が採用試験、船舶の資格試験、航海士の試験に向けて努力しているところで、来年度に彼らとその資格をとれば、本採用という運びになろうかと思いますが、そうした中でも随時、募集をしていて、育てていきたいというふうには考えております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

雇用拡大ということは大変いいことですので、積極的にただ費用のことだけ考えず、メリットも考えていただければと思います。最後にちょうど新聞を紹介したいんですけど、去った8月24日と8月21日のタイムスなんですけれども、これ御存じだと思いますけれども、フェリー増便、村長に要請書、渡嘉敷商工会会長らということでありました。渡嘉敷もいろいろと増便しなければ困ると。高速船も出ているようだけれども、村民から強い要望があって、これはぜひ検討したいということを書いてあります。そして8月21日の新聞には、伊是名、伊平屋を結び、新航路これは企業が西部トラベルというのがやっています。名護漁港からそして運天港を通して、伊是名、伊平屋と1日に2航海往復するらしいです。だから今離島というのは、やはり足の利便性というのは、各地域でひしひしと感じているところだと思いますので、「検討」ではなくて「本当にやる」という強い信念で、行政を指導していただきたいことを切に願って、私の1点目の一般質問を終わります。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ただいま亀里議員の御質問の趣旨を、真摯に承りながら、伊江村を取り巻くこの辺の離島航路の実情、あるいは村民の5航海に対する考え方、赤字になっても5航海は必要だということで、その辺の条件もしっか

りとコンセンサスを見極めながら、今後1回目でも答えさせていただきましたが、国、県と調整しながら、将来におけるそういう多くの要望があるというのを念頭に今後も引き続き、慎重に誠実に検討を重ねていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

続いて2件目の、漁港区域内の陸域や公共の空地に長期間放置された船（FRP）除棄処理についての、2回目の議論をさせていただきます。この放置船の処理について、沖縄だけではなくて、日本全体でも大変苦労しているところなんですけど、それをそのまま放置していくということは、大変将来に影響、漁港環境の影響が懸念される場所でもあります。どうしてもこれを避けて通れないことだと思います。そして漁協とも協議を重ねているんですけど、そしてこの数字なんですけれども、6月時点では対象42隻です。そして8月末では33隻とありましたけど、私この間、漁港課に行きまして、漁港漁場課副参事の新里という人と話をしまして、この資料をいただいて、漁港だけで18件。港湾が沖縄全体で120隻あるんです、港湾のね。これはきょうの電話でありましたけど、私思うには、これは港湾も入れてあるんです33隻というのは。だけどこの18隻が漁港にあるということをお沖縄全体で、放置船が600隻なんです。伊江村が17隻漁港にあるということは、率にして少し大きいような気がするわけです。そしてましてや港湾、港湾が120隻のうち、私きょう数えてきました、港湾にあるの。そしたら25隻は下りません。ということは、余りにも伊江村の放置船が多いということを感じてきたところなんですけれども、何かこの数字について、何か疑問がありましたら。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍君

農林水産課におきまして、平成27年6月1日現在と、去った8月末現在、9月の最初の日曜日に調査してまいりました。まず農林水産課のほうで調査したところ、西崎漁港が総数で13隻で、そのうち漁船登録されているものが5隻、プレジャーボートが5隻ございました。うち船体番号というのでしょうか。登録番号がはっきり読み取れないものとか。不明なものが3隻ございました。西崎漁港が総数1隻で、漁船登録が1隻ございました。大口港につきましては、14隻ございまして、そのうち漁船登録数が3隻、プレジャーボートが8隻ございまして、そのうち登録番号等が欠落しているのが3艇ございました。その他、養殖場等も調査いたしまして、養殖場が5隻、そのうち漁船登録されているのが1隻、番号不明なものが4隻ございました。それで今回の調査のもとに総数を33隻と報告させていただきました。また難しい問題がございまして、放置艇の定義というのが何といたしましょうか。社会通念上、誰が見ても使わないだろうと思っても、所有者が将来的に直して使うんだと言ってしまえば、何といたしましょうか。放置船ではなくて、修理をする間、そこに置いてあるというような状態になっているのもございます。そのようなことから、なかなかやはり所有者を特定させまして、しっかりとこの辺は指導していかないといけないところだと思いますが、なかなかこの放置船か、使っている船か、ただこっちに保管してある船なのかというものもなかなか定義が難しいところもございまして、今回農林水産課の調査では33隻と報告させていただいたところがございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

数値間違っていますね。県全体ですね、漁港だけにあるのが678隻です。これは平成30年8月28日現在ですね。そして先ほどほとんど似ていますが、具志漁港が確知、わかる船ですね。誰々。これが6隻です。

そして西崎が1隻、死亡が具志0、西崎0、不明が具志が3隻、不明に準ずるが8隻ということで、依頼受けています。向こうの資料では、そこで大変この難しい問題なんですけど、漁港の保全というのが、漁港漁場整備法という法律があるらしいです。そこの第39条、これはこの参事官からいただいた、ここだけは注意をして見てくださいということなんですけど、持っています。39条、漁港の保全ですね。漁港の維持管理というところで、39条いろいろとあるんですけども、32ページです。2項、3項、4項とありますけど、5項でこう書いてあるんです。「何人も、漁港の区域（第2号及び第3号にあっては漁港施設の利用範囲、その他の状況により漁港の保全上、特に必要があると認めて、漁港管理者が漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。」というのがあるんですよ。そこで1、2とあるんですけど、小さい1、2ですけど、1が基本施設である漁港施設を損傷し、または汚損すること。2に船舶、自動車、その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、または放置することということなんですけど、大変難しい面で私理解に苦しみました。何度も聞いたらこれは平たく言うとそうらしいですね、村長。そこが大事なところらしいです、そこは。この放置を漁港管理者が条例で放置禁止区域を定めることができるらしいです。ここには放置できませんよということで、ただし一応、村民には公聴会を持つ必要があると言っています。呼びかけて意見を聞けば、ここには漁港管理者が「この場所には、置いてはいけませんよ」と、「放置するんだったら、自分のお家を持っていきなさい」とか、そういうことらしいです。平たく言うんですけど、ここはすごい大事なところだから、これは行政ももちろん知っていると思いますということ断っていましたけれども、あえて私は言うておりますけど、それについてはいかがでしょうか。この条例でこの放置区域を設けるということについてはいかがでしょうかね。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

先ほどの亀里議員のこの漁港内における放置禁止区域の設定について、条例のお話でございますが、私初めて、そういうことができるという部分でわかりましたので、いずれにしても具志、西崎の管理者は伊江村でございます。実際的なその辺の管理等につきましては、伊江漁協と連携をしながら利用、その辺の部分は今やっている状況ですので、とりあえずは最近遊漁、多くの方がそういう小型船を所有をしておりますが、基本的にいうと漁民の皆さんが漁船等で所有されていると思っておりますので、今後この漁業者の皆さんの代表である伊江漁協の意見も供しながら、漁港としてもその辺の放置艇については、頭を悩ませていて、速やかなる解決を望んでいるというようなことだと思いますので、そういう部分に向けて今後、県の指導も受けながら、放置禁止区域の条例の可否について、しっかりと勉強していきたいと思っておりますし、港湾につきましては、北部土木事務所の管理でございますので、そういう管理の中で、うちの公営企業課も清掃業務委託を受けている関係もありますので、伊江港については、また公営企業課と県の北部土木と協議もしながら、大きな問題となっている漁港、港湾における放置艇の処理に向けて、全庁態勢で強力に取り組んでいければと思っておりますので、ぜひこの放置禁止区域の条例制定については、しっかりと勉強、あるいはほかの意見、あるいはパブリックコメントも伺いながら、その辺のできる環境を整えれば、また議会のほうに提案をさせて審議をしていただければと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

最後になりますけど、報告といいましょうか。今県の漁港課でそういうことをやっているらしいです。私訪ねたのが8月28日なんです。そして明日29日に、県漁連でそこ大事なことだと思いますけど、県漁連で漁

船を購入する時点で、一応基金をつくらそうということを漁連に、これから会議を持つんだということを新里参事官は言って、「明日行くから、その結果は、また各市町村にも報告する」ということを言っていました。ということで、県もすごいイライラしながらどうしようもできないような感じでしたので、一生懸命やっていますから、やはり県とも調整をしながら、この解決策を大変ハードルは高いです。はっきり言ってですね。ハードルは高いけど、将来やらなければいけないと。県もそういうことを言っていましたので、ぜひ行政としても対応でお願いしたいと思います。

そこであと1点ですけど、決しているいろいろと簡易代執行とかあるんですよ。簡易代執行をやって、そして行政…、何とかあるんですけども、これの上にあるんですけども。そこまでいかない、伊江村だけはそういうことまでいかないようにやって、まずは私、考えるんですけども、まずはここで放置、この条例はできなくても、ここに漁港管理者として、「ここにはもう放置はしてはいけません」立札ぐらいを立てるということを立てていただきたいということを、私は要望をして、今回の2件の一般質問を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで8番 亀里敏郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時15分)

次に、7番 渡久地政雄議員の登壇を許します。7番 渡久地政雄議員。

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

通告に基づきまして一般質問を行います。

件名1. 学校敷地内のブロック塀の安全対策について。平成30年6月18日に大阪府北部で発生した震度6弱の地震により、学校敷地内ブロック塀が倒壊し、下敷きになった小学生が死亡する事故が発生しマスコミでも連日その対策についての報道がなされております。伊江村においても西小学校の校舎は新しくなりましたが、グラウンド周辺のブロック塀は、長年そのままの状態であり、保護者から心配の声があります。文部科学省では、類以の事故を未然に防止するため、緊急点検を実施し全国1万2,000校で安全性に問題がある塀を確認し、この内公立小中学校は約7,700校に安全対策を急ぐ必要があると指摘されています。そこで沖縄県市町村別の公表はされていないと思いますが、伊江村における学校敷地のブロック塀の現状について伺います。

1、危険ブロック点検の対象はどの範囲なのか。2、村内3学校の点検調査は実施されたか。また、その状況は。3、ブロック塀の安全基準（建設基準）はどのようなものか。4、安全基準に適合していない場合の対策についてはどのように考えているか。以上4点について伺います。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

渡久地政雄議員の「学校敷地内のブロック塀の安全対策について」の御質問にお答えいたします。

6月の学校敷地内のブロック塀倒壊事故後、国から全国一斉に安全点検の通達により、本村3学校におきましても、目視によるブロック塀の調査を実施しております。

では、渡久地議員の1つ目の「危険ブロック点検の対象はどの範囲なのか。」についてお答えします。

6月19日に国から「学校施設におけるブロック塀等の安全点検調査」の通達があり、その調査対象は、学校敷地内のブロック塀すべてが対象範囲となっております。

2つ目の「村内3学校の点検調査は実施されたか、また、その状況は。」について答えいたします。6月

21日に、県からのブロック塀点検調査依頼により、国の調査基準に基づき、教育委員会職員による目視での調査を実施しております。その結果、3学校それぞれ老朽化によるひび割れ等、安全対策が必要であることが判明しておりますが、現段階で緊急に修繕すべきかどうか判断ができないことから、専門業者に調査を委託し、現状把握に努めたいと考えております。

3つ目の「ブロック塀の安全基準（建設基準）はどのようなものか。」についてお答えします。建築基準法で定められているブロック塀の基準として、次の6点があります。

①高さは2.2メートル以下であるか（高すぎないか）、②厚さは十分か（厚さは10センチ以上、高さが2メートルを超えたときは15センチ）、③控え壁があるか（3.4メートル以下ごとに塀の高さの5分の1以上はき出させる）、④基礎があるか（塀の高さが1.2メートルを超えた場合、基礎の根入れ深さが30センチ以上）、⑤老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきが生じていないか、⑥塀に鉄筋は入っているか（直径9ミリ以上、縦横80センチ間隔以下で配筋）となっております。

4つ目の「安全基準に適合していない場合の対策についてはどのように考えているか。」についてお答えいたします。

ブロック塀の問題は全国的な問題であり、県内においても安全基準に適合していないであろう箇所が多数確認されておりますが、多くの自治体が財政上の問題から単独事業では執行することが厳しく、国へ補助金制度の導入を要望しております。8月21日に県においても担当者会議が開催され、県からも国へ補助金制度の確立に向けて働きかけているとの説明がありました。

本村では、その補助金制度を活用して整備を図っていきたいと考えておりますが、基準に適合していない中でも危険性が高く緊急に修繕すべき箇所がある場合は、財政面も考慮しながら、単独事業も含めて修繕していくことを考えております。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

再質問を行います。この件は6月大阪でのブロック塀の事故後、連日のようにマスコミで取り上げられて、一般の方初め、村民のPTAの方々から、「西小学校グラウンド南側のブロックは非常に危ないけどどうか」と、声が聞こえて、私翌日3学校、小学校だけではなくて、3学校みんな目視なんですけど、チェックしてまいりました。3学校とも校舎は近代的で耐震強度にも適したすばらしい校舎であり、安心・安全で児童生徒が勉学やスポーツに励んでおり、県内の方を初め、他市町村から見た民泊の皆さんからも、伊江村の「3学校の校舎はすばらしい」とお褒めの言葉をいただき自負して今日までおりました。

今回のブロックの件、詳しく見てみますと、皆さんのお手元に先ほど配付された、これ西小学校の南側の塀なんですけれども、今はなかなか子供たちも親御さんもみんな車での通学とか、通勤が多くて、なかなか歩くことがなかったためか、こんな大きいひび割れがあるとも、余り目にもかけておりませんでした。しかし、チェックしてみますと、この写真は特に中心側なんですけれども、ひどくて。こういうのが5、6カ所にありまして。本当に身震いというか、これ大きな地震が来て、生徒たちが万が一こっちで通学あるいは清掃をしているときに、下にいた場合は、非常に危ない箇所だと。特に今回、西小学校は思いました。ほかにも伊江小学校は高い塀がなくて、やや安全かなと。だけど伊江中学校も教員宿舎側の北側の塀は常時、見てみますと、やはりこれも地震があった場合は、もしそこに人がいた場合は危ないという箇所もあって、一つ一つ点検すると、本当に危ない箇所があります。これも本当にマスコミで取り上げられていて、大阪府は完全にブロックは撤廃と、そして宮城県も撤廃、そして沖縄県は那覇市がすべて撤廃してフェンスにかえるということで、単独事業でのことだと思えますけれども、このように西小学校、タイムスのスクラップ集から

見てみますと、これは昭和35年4月開校3年目ということであるということは、もうその頃にはでき上がっているんです。小学校の門もです。だからブロックが見えないんですけれども、恐らく先輩方に聞いてみたらそのぐらいからブロックはつくったんじゃないかということと。植栽においては、昭和40年ぐらいということは、今から50年くらい前に生徒たちも一緒になって、今のガズィマールは植栽したらしいです。これからいいますと、これ昭和31年、33年という、もう60年はゆうに超えているということでもあります。

そこで今回の答弁の中で、教育長は「目視で調査した」と言いますが、これ教育委員会の方が目視してきたということなんですけれども、一人でいったんですか。それをお聞きします。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

調査は、教育委員会の職員2人以上で、3学校回って、しっかりと確認をとっております。そのときに校長先生、または教頭先生も一緒に回ったり、その後もまた私も含めまして、一緒に塀を確認して回ったところでございます。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

そこで私も今、詳しくチェックすると、こんなひび割れが結構あったということで、皆さんも調べたということなんですけれども、今後の対策なんですけれども、その3学校回って、どこどこを危険性があるなということ、何カ所ありましたか。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

箇所においては、5カ所から6カ所、先ほど議員お説のとおり、こちらと同じ箇所を確認し、ひび割れ等、しっかりとここは上から下までひびが割れているのか、または途中からなのか。または穴が開いているのか。その辺を確認して止めてあります。

県のほうから、沖縄県建築設計サポートセンターというところから、診断カルテというのが出ているわけです。それに基づきこちらのほうは、目視でしっかりとこのカルテに沿って、診断ができるよということで、それに沿って診断をしております。その中身が例えば建築年数、高さの増し積みがあるか。または使用状況や塀の位置、いろんな項目がありまして、それに合うところに丸をつけまして、その点数の合計でその状況を確認するということなんです。例えば西小学校ですね、西小学校は20年以上、先ほどのブロック塀ですね。こちら確認して58年ぐらい経っているだろうということで、この検査では20年以上だと、もう評価が5点ということになります。高さの増し積みはなかったということで10点。使用状況、これは塀単独の使用であるかということで、または土留め等になっているかどうかというものと、そういうことで、これは単独の使用であるということで10点とか、そういうことで項目はたくさんあります。それをすべて合計しますと、例えば総合評価で70点以上の場合、安全であるということで、今後の対応としては、3年から5年後にまた診断してくださいというのがあります。55点以上、70点未満だと、一応は安全であるということで、1年後にはまた診断してくださいというのがあります。40点以上、55点未満だと注意を要するということで、精密診断を行って、再度判断するか、転倒防止対策等を講じてくださいと。40点未満ですと危険であるので、早急に転倒防止対策を講じるか、塀を撤去してくださいというのがありまして、西小学校の場合は、52.5点になります。すべてやると52.5点ということは40点以上の55点未満ということで、注意を要する。つまり精

密診断を行ってくださいということで、こちらもそういう専門家に精密検査をさせようということで考えております。同じようなことで、伊江小学校は59.5点になります。ということで55点以上、70点未満ということで、一応は安全である。1年後にまた診断してくださいということになります。

伊江中学校のほうは、西小と同じく52.5点になります。ということで注意を要するというので、こちらでも診断が必要ということで、今後こちらもしっかり専門家によって診断してもらおうということで考えております。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

細かくチェックしたということでありますけれども、私もちょうどその調査方法はいっぱいあって、今回これをやったのかどうかということの質問もあったんですけども今、教育行政課長から説明をして、このチェックに従ってやったということで、西小学校と伊江中学校は注意を要するというので、専門業者に頼むということなんですけれども、これは手軽にチェックできるということで、今回目視でやったとか言いますが、この器械ありますよね。デジタル的に探査器とか、そのような器械を用いてやったんですか。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

お答えいたします。こちらの器械のほうは所持しておりませんので、その鉄筋がどのように入っているかというのが、よくわからないところでございます。今回のカルテの中には、その鉄筋が入っているかどうかというのもなく、それで点数を出しておりますので、そこで52.5点になった場合、注意を要するというので、鉄筋がどれだけ入っているかというのを、しっかりと検査していかなければいけないということで、西小も伊江中もやるということでやっています。伊江小のほうも、先ほどのとおり、そういう機材をもっていないものですから、伊江小のほうも鉄筋が縦筋、横筋どのように入っているかということで調査しようということで、3学校調査する予定でございます。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

これ写真から見ても、どうしてもこの適合、企画に適合していないと思いますけれども、私もこの沖縄県の建設設計サポートセンターに電話なんですけれども、問い合わせて聞いてみました。そしたらその6月の実行後、業者等からの問い合わせ等は多々あると。まだ自治体からは余りないけど、質問での電話はあったということなんですけれども、そしたらその器械が1万6,000円で、高くても2万円では購入できますよということです。あるいは私たちが細かく調査もやってあげますよという状況は出ると思いますけれども、早急にそのサポートセンターに調べたわけですから、もう一度詳しく、その器械導入するか、あるいはサポートセンターの専門に3学校のブロックの安全性、鉄筋はどうなって、耐震はどうなっているかということをもう一度調査すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

器材が1万5,000円程度で借りることができるということで、このことも検討をしたんですが、この計器が反応がよくてといますか。よく鉄筋が入っているところもちろん反応しますが、昔のものはいろんな

ものが混ざっていたりして、そこで違ったものにも反応したりするというので、やはりそこはしっかり業者に調べさせないと、時間がすごくかかるということで、その辺でこちらも躊躇したところがあります。さらに基礎のほうに入っているものは、この計器ではなかなか調べられないということもあって、やはり専門にさせたほうがよろしいですよということで、今その方向で考えております。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

わかりました。教育長の答弁では8月21日に県の担当者会議があつて、沖縄県も国へ補助金制度を活用して、確立に向けて働きかけて、その予算でということで結果待ちということになるとは思いますけれども、今回の西小学校も60周年の式典を迎え、東側のプールも解体ということになっておりますけれども、今後その先人の皆さんが教育に対する思い出、どの他市町村にも恥じない、本当に教育環境を整えて、素晴らしい教育に対する先人の皆さんに伝えるためにも、もう一度この60年になったわけですがけれども、また向こう50年、素晴らしい校舎のように、また周辺もブロックも安全かつ子供たちが勉学、スポーツに励める環境づくりをもう一度、他市町村にも先がけて予算を今回の場合は多額の予算になるようでしたら、補助金制度を活用して、まだまだもつとは思いますが、素晴らしいまた安全第一につくってほしいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで7番 渡久地政雄議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6 報告第9号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第9号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出についての、御報告をさせていただきます。

去る、平成30年7月27日開催の第137回理事会において、承認、可決をされました同公社の平成29年度の事業報告及び決算報告、並びに資金報告について、別添冊子のとおり提出をし報告するものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第9号は終わりました。

日程第7 同意第1号 教育委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

同意第1号 教育委員の任命についての、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、教育委員の任期満了による提案でございます。現在の保護者代表の教育委員であります上地真紀委員の任期が、平成30年9月16日となっております。上地委員におきましては、保護者代表として、人格高潔あるいは学術文化にすぐれた識見をお持ちで、4年間の任期もすばらしく、活動活躍をされておひまして、引き続き伊江村字川平358番地の5、上地真紀を、昭和51年2月28日生まれを引き続き教育委員として任命をしたいと思ひ、ここに提案をしておりますので、御審議方、よろしくお願ひをいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第1号 教育委員の任命について採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号 教育委員の任命について、同意することに決定いたしました。

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

諮問第1号の提案理由を説明をさせていただきます。その前に人権擁護委員は、法務大臣の委嘱になっておりまして、その任期は3年でございます。委員候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により当該市町村の議会の意見を聞いた上で、市町村が法務大臣に対して推薦を行うこととなっております。今回の議案、諮問第1号につきましては、これまで3年間人権擁護委員として活躍、御尽力をいただきました内間慶弘氏の後任として、島田勝雄氏を推薦するものでございます。島田勝雄氏は伊江村字西江前31番地、昭和31年2月23日生まれの62歳でございます。皆さん御存じのとおり、役場に長年勤務され、この間教育行政課長、総務課長、議会事務局長などを歴任され、広く地域実情に通じているところでございます。

また現在、伊江村社会福祉郷友会事務局長を務められ、地域が抱える課題解決や地域活動に熱心に取り組むなど、長年の行政経験に加え地域住民の信頼も厚く、社会福祉の見識も高く、今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として推薦をさせていただいておりますので、ぜひ御審議のほどをよろしく願いをいたします。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。諮問第1号については質疑、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と決定いたしました。

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。その前に本村の諮問第1号で説明をすべきでしたが、本村の人権擁護委員の内間慶弘委員と知念レイ子委員の任期が、平成30年12月31日に満了となります。御両人から今回の任期をもって退任の意向があり、今回新たに諮問第1号、2号で提案をしているところであります。両委員につきましては、これまで人権擁護活動で積極的に取り組みをいただいております。心から敬意とまた御礼を感謝を申し上げたいと思います。

諮問第2号の提案理由につきましては、現人権擁護委員の知念レイ子委員の後任として、伊江村字東江前236番地の内田恵子氏、昭和27年3月8日生まれを推薦したいと存じ、ここに議会の意見を求めるものでございます。内田恵子氏につきましても、皆さん御存じのとおり、役場職員として勤務され、教育行政課長補佐、会計管理者などを務められるとともに、婦人会活動にも携わられるなど、明瞭、切実な人柄で地域の方々の信望も厚く、広く社会の実情に精通されております。今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として推薦をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。諮問第2号については質疑、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と決定いたしました。

日程第10 議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

農林水産事務次官依命通知（平成28年3月29日付け27経営第3278号）に基づく農地利用最適化交付金については、活動及び成果実績に応じた交付とされており、農業委員会の報酬においても農地利用最適化活動及び成果の実績に応じた能率給を支給するために、本条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、お手元に資料がお配りされていると思えます。後ほど、この農地利用最適化活動及び成果の実績に応じた能率給については、細かく担当でございます農業委員会の事務局長に説明をさせます。

ページを開けていただいて最後のページ、今回の改定ですが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についてですが、農業委員会の委員の欄ですね、会長、会長職務代理者、委員、そして農地利用最適化推進委員の報酬の額、月額欄がございますが、そこに月額は変わりませんが、その下に能率給、予算の範囲内で村長が定める額というのを今回、付け加えるという内容でございます。そこで能率給

というところをまた細かく説明をさせたいと思います。なお、この条例は公布の日から施行するということになってございます。

それでは活動及び成果実績に応じた交付というところと、能率給についての説明を農業委員会局長にさせますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮里正邦君

ただいま副村長のほうから資料に基づいて説明ということのお話でございましたが、まだ資料をお配りしておりませんので、一旦休憩しましてお配りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻11時50分)

再開します。

(再開時刻11時51分)

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮里正邦君

農業委員会事務局より御説明申し上げます。お手元にお配りしました説明資料1をご覧くださいませでしょうか。読み上げながら説明とさせていただきます。

農地利用最適化交付金について、農地利用最適化交付金は、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進員の報酬の財源として交付されます。交付に当たっては、活動実績に応じた交付金と成果に応じた交付金の二通りで算定され交付されます。一つ目の活動実績に応じた交付金に係る活動とは、次のとおりとなります。農業者の経営に対する意向の把握や農地の貸し手、借り手との調整活動など、担い手への農地集積、集約化の推進活動。2. 農地法に基づく農地の利用状況調査や遊休農地所有者に対する相談活動などの遊休農地の発生防止、解消活動。3. 農地中間管理機構の担当者との打ち合わせなど、農地中間管理機構との連携活動。4. 新たに農業を営もうとする者への農地のあっせん活動など、新規参入の促進活動。5. 1から4の活動に必要な会議とその他農地利用の最適化に必要な活動が対象となる活動となっております。

次に、交付金の額は、農業委員会ごとに次の計算方法により、上限額が算定されます。農業委員及び推進委員の数×6,000円×12カ月で算定され、算定された上限額を限度として国の予算の範囲内で調整され、市町村へ交付されることとなります。二つ目の成果実績に応じた交付金については、前述の活動の実施に基づき、農地貸し借りの利用権設定など、担い手への農地集積や耕作の再開など、遊休農地の発生防止、解消に成果がある場合に交付されます。交付金の額は国が定めた単価と評点をもとに、次のとおり算定されます。農業委員及び推進委員の人数×1万4,000円×12カ月×評点÷9点で算定され、さらに算定額をもとに国の予算の範囲内で調整され、市町村へ交付されることとなります。

次に、伊江村の農業委員及び農地利用最適化推進委員の能率給の支給について、農業委員及び推進員の報酬における能率給の支給については、本村に交付される農地利用最適化交付金に相当する額を、農業委員及び推進員の活動日数に応じて算定し支給する予定でございます。裏面に、伊江村農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則案を乗せております。第4条で支給についての規定を記載しております。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

活動実績に応じた交付金ということですが、農業委員の中で、何人を推薦するという事は、決められているんですか。それとも農業委員全員を対象としたものなんですか。

○ 議長 島袋義範君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮里正邦君

ただいま農業委員の定数は9人でございます。さらに昨年度、農地利用最適化推進委員3人を任命しております。現在12人が交付の対象ということになります。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時57分)

再開します。

(再開時刻13時32分)

日程第11 議案第60号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第60号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）がそれぞれ公布され、伊江村税条例の改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。なお今回の主な改正は個人所得課税における基礎控除の見直し、それからたばこ税の見直し、それから地方税の電子化推進に伴う法人、村民税の申告納付の改正が主な改正となっております。

なお、本条例の改正内容については、詳細は担当の住民課長から申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

お手元にお配りしております資料の新旧対照表をもちまして、御説明いたします。

1ページ、第23条第1項におきましては、文言の整備を行っております。3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加えます。第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、

同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加えます。

2ページ目をお願いいたします。第34条の2では「控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加えます。第34条の6では「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、第1号ア及び第2号アでは文言の整備を行っております。第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、3ページをお願いいたします。「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加えます。第48条第1項中「よる申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、新たに10項、4ページをお願いいたします。11項、12項を加えます。この新規3項目が、先ほど副村長より御説明がありました地方税の電子化の推進の一環として、法人村民税等に係る電子申告の義務化に向けた改正となっております。改正前の第92条を第92条の2とし、地方税法上の(1)喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設けることとなっていることから、製造たばこの区分として、新たな第92条の条文となっております。

なお、7ページまでの新規条項につきましては、すべて加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う項目となっております。第93条の2は、加熱式たばこの喫煙用具は製造たばことみなして、地方税の規定を適応する内容、5ページ目をお願いいたします。第94条第1項中、「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加えます。「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、後段を削ります。同項の表中、「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改めます。

6ページ目をお願いします。改正前の第3項を第4項とし、前項を第2項に改め、「たばこの重量を」の次に「紙巻きたばこの」を加え、「場合」を、「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」。2.「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「、売渡等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に。「喫煙用の紙巻たばこ」を、「紙巻たばこの」に改めます。改正前の4項を6項とし、「前項」を「前2項」に改め、「関し」の次に「第4項の」、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加えます。

5ページから6ページにかけての第3項及び第5項、7ページ目の第7項、8項、9項、10項については、加熱式たばこの課税標準を紙巻きたばこの本数へ換算する方法の見直しによる改正新項目となっております。

7ページをお願いします。第95条については、「5,262円」を「5,692円」に税率を改めます。第96条第3項は適用条例の変更、第98条第1項中、第92条第1項の売り渡し、または同条第2項の売り渡し、もしくは「消費等」を「売渡し等」に改めます。8ページをお願いします。附則第5条第1項中、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加えます。附則第17条の2、第3項については、適用条例の変更に伴う改正となっております。

9ページをお願いします。加熱式たばこに係る改正が、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに激変緩和等の観点から5段階で実施をすることとなっております。それに伴いまして、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を5分の1、0.2ずつ増やしていくこととなります。9ページの第94条第3項は、平成31年10月1日施行に向けての改正。10ページ目をお願いいたします。こちらのほうは、平成32年10月1日施行に向けた課税標準及び税率の改正となっております。

11ページをお願いします。こちらのほうは、平成33年10月1日施行に向けた課税標準及び税率の改正。

12ページをお願いいたします。12ページと次の13ページにつきましては、平成34年10月1日施行に向けた

改正となっております。

14ページをお願いいたします。こちらのほうは平成27年条例第21号で制定した伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。附則第5条第2項中「新条例」を「伊江村税条例」に改め、以降の日付に関する改正につきましては、施行日の日付が延長となったことによる理由となっております。

15ページの1,000本につき「1,262円」の税率を「1,692円」へ改正をいたします。3級品のたばこの税率が平成31年10月1日に1,000本あたり5,692円に引き上げられることに伴い、現行の税率4,000円との差額分の数値となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。となっております。ただし、改正条文によっては、先ほど御説明いたしました加熱式たばこと同様に施行日が変わる条文がございます。

すみません、戻りまして新旧対照表の1ページ、第23条につきましては、平成32年4月1日の施行、第24条第34条の2、第34条の6につきましては、平成33年1月1日の施行、第36条の2については、平成31年1月1日の施行でございます。3ページから4ページにかけての第48条につきましては、平成32年4月1日施行、8ページの附則第5条については、平成33年1月1日施行です。附則第17条の2については、平成31年1月1日施行、9ページから13ページにつきましては、先ほど御説明いたしました加熱式たばこの改正による段階的な施行日でございます。

平成31年10月1日から4年間、平成34年12月1日までの施行日が加熱式たばこの段階的な施行日でございます。それ以外の条文につきましては、公布の日からの施行となっております。以上で、改正内容についての御説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

村民税について伺います。税金の国から村、市町村への財源移譲によって、村民税が非常に高くなっているわけですが、この条例改正によって、村民税はどういうふうになりますか。上がりますか、下がりますか。それとその改正によって、財源についてはどういうふうに変わっていくかということについて、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

村民税については、今回の条例改正でどのような点が変わるかという点についてでございますが、今回2,500万円という数値がございます。こちらのほうにつきましては、前年の合計所得が2,500万円以上の方については、平成33年1月1日より基礎控除38万円、本人の基礎控除が廃止になるという中身でございます。そして法人の村民税につきましては、申告が電子化になるということございまして、今回の改正によって大きく調定額が上がるかという部分については、それほどまでではないかと、1点の改正におきましては、考えております。

○ 議長 島袋義範君

ほかにございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第60号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第60号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第61号 伊江村過疎地域自立促進計画の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第61号 伊江村過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由を御説明申し上げます。

今回の自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定によりまして、議会の議決を必要とするため、本議案を提出するものでございます。なお、今回の計画変更につきましては、8月21日付で、県との事前協議を終えております。本議会で議決をいただいたあと、県を通して国のほうに進達する運びとなります。なお、今回の計画変更の詳細につきましては、担当の政策調整室長から御説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内間常喜君

それではページをめくっていただきまして、過疎地域自立促進市町村計画の新旧対象表をもって、私から御説明を申し上げます。

まず、伊江村過疎地域自立促進計画の27ページに7. 教育の振興の項目がございます。その（1）現況と問題点において、「学習環境は」の後に、「伊江幼稚園の整備が完了し」という項目がございますが、「伊江幼稚園の整備が行われた」に改めまして、「しかし、新指導要領や教育の新たなニーズに対応するために、教育施設の充実に努めていきたい」としまして、次の行の「しかし」を「また」に改めます。（2）その対策、「改築は完了しており、平成28年度以降は」を、「幼稚園2年保育に向けた4才児保育室の整備を推進していく。また、」に改めます。

ページをめくりまして28ページの表中、（1）学校教育関連施設に、「（2）幼稚園」を加えまして、村立幼稚園増改築整備工事、伊江幼稚園A=124平方メートル、西幼稚園A=175平方メートル、事業主体に「伊江村」、備考に「事業の追加」を入れます。

めくりまして次はA3版の参考資料、横長になります。事業計画の中に事業名と事業内容、事業主体及び概算事業費及び年度区分等を明記しております。概算事業費を1億3,065万円、平成29年度で865万円、平成30年度で1億2,200万円と明記しております。さらに小計では、概算事業費で13億6,465万円、平成29年度で1億7,065万円、平成30年度で8億8,100万円でございます。さらに下に進みまして、総計概算事業費で40億5,953万4,000円、平成29年度は9億1万5,000円、平成30年度は14億3,877万円となっております。なお、今回の変更につきましては、両幼稚園の増改築に伴う工事費を過疎対策事業債を起債して充当し、当該年度の一般財源の持ち出しを抑制するための計画変更でございます。以上で、伊江村過疎地域自立促進計画の変更についての説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第61号 伊江村過疎地域自立促進計画の変更について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第61号 伊江村過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第1号 専決処分事項の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

専決処分事項の指定について、提案理由を述べます。専決処分事項の指定については、県町村議会議長の指導に基づき、各市町村においても指定の方向にありますので、本村においても追加指定をしたいと考え提案しております。なお、定める額については、他市町村を勘案して1件50万円としております。読み上げて説明いたします。

発議第1号 専決処分事項の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、村長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。1. 法律上村の業務に属する損害賠償で法律上の義務に属する損害賠償で1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事。以上、発議第1号の説明を終わります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発議第1号 専決処分の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第1号 専決処分事項の指定について、原案のとおり可決しました。

日程第14 議案第55号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第55号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,530万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,139万7,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によりたいと思います。

4ページお願いいたします。第2表 地方債補正、地方債の目的の1項過疎対策事業債の補正前の額0から4,800万円を追加補正をいたしまして、村の幼稚園増改築整備事業の財源にしたいと思っております。12項の公共事業等債は、補正前の額1億3,000万円に1億9,000万円を追加し、3億2,000万円に増額をしたいと思っております。増額の1億9,000万円については、住宅建設事業第2城山団地、川平団地の建設事業に借入れ充当していきたいと思っております。合計で1億5,000万円の額が1億3,000万円、補正額が2億3,800万円、合計で3億6,800万円を限度額として地方債の借入れをして、事業を執行していきたいということでございます。起債の方法、利率、償還方法については、ここに表記のとおりでございます。

なお、今回の補正（第3号）につきましては、詳細については、各担当課長をもって説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

それでは事項別明細書をもとに御説明申し上げます。歳入1ページ、11款1項1目地方交付税の細節1. 普通交付税の2億1,492万3,000円の増額につきましては、総務省にて平成30年度普通交付税額の決定がなされ、沖縄県から決定通知がございますので、増額補正してございます。

○ 議長 島袋 義 範 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

歳入2ページをお願いします。15款2項1目民生費国庫補助金、細節1. 障害者総合支援事業費補助金26万2,000円の増額補正につきましては、福祉システムの改修費で2分の1補助でございます。詳細につきましては、歳出にて御説明いたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

3目農林水産業費国庫補助金867万2,000円の計上は、2節、細節3. 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）で、民泊事業の受け入れ態勢の構築及び新たな試験開発をする新たな事業でございます。交付率は国庫10割でございます。詳細につきましては、歳出にて御説明いたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

歳入3ページをお願いいたします。3項2目民生費委託金、細節2. 年金生活者支援給付金事務委託金7万5,000円の増額でございます。年金生活者支援給付金の支給に向けて、既存のシステムの改修に対する委託金となっております。

○ 議長 島袋 義 範 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

歳入4ページをお願いいたします。16款2項4目農林水産業費県補助金7,238万3,000円の計上でございます。1節細節136. 災害に強い栽培施設の整備事業補助金2,463万3,000円は、沖縄県花卉園芸農業協同組合の組合員3人で平張り施設を導入したく希望がございます。県分の沖縄振興特別推進交付金を活用し、施設導入を図りたく計上してございます。細節139. 農業基盤整備促進事業（西部西地区）につきましては、県

より追加内示がございましたので、4,775万円を計上してございます。両事業とも詳細につきましては、歳出にて御説明いたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

5ページをお願いいたします。19款2項1目財政調整基金繰入金、4億2,263万3,000円の減額につきましては、本補正予算に伴う交付税の歳入増額及び幼稚園整備事業、住宅建築事業の起債充当などの財源振り替えによる補正措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

歳入6ページをお願いいたします。21款3項6目雑入、細節51. 広域連合精算償還金343万7,000円については、平成29年度沖縄県介護広域連合決算に伴う精算償還金となっております。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

同じく細節107. 史跡整備市町村協議会研修補助金19万円の補正でございますが、申請しておりました奈良文化財研究所によります文化財担当者研修の内定通知が届きましたので、担当者1人分を計上してございます。研修の内容は文化財の調査記録に不可欠な報告書出版についての基礎知識の研修となっております。12月6日から8日間の研修でございますが、補助金の内訳につきましては、航空運賃と宿泊費、1日1万5,000円となりまして、概算で19万円を計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

7ページでございます。22款1項1目村債、2億3,800万円の増額につきましては、起債額の算定見直しによりまして、1節過疎対策事業債の細節21. 村立幼稚園増改築整備事業に4,800万円、12節公共事業等債の細節4. 第2城山団地新築事業に5,000万円、細節5. 川平団地新築事業に1億4,000万円をそれぞれ起債増額し、充当するものでございます。

次に歳出の説明に移ります。歳出の1ページをお願いいたします。1款1項1目議会費です。12節役務費の細節2. 広告料10万円の増額につきましては、今後各種イベントの新聞広告等の依頼が想定され、広告料の不足が生ずることが予想されますので、増額計上してございますので、よろしくをお願いいたします。

2ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の10節交際費50万円の増額につきましては、7月豪雨による8府県に人的被害や住居の被害など、甚大な被害が発生しております。沖縄県から義援金の依頼がございます。本村でも被災された方々の支援等生活再建の一助とするため、7月豪雨災害義援金として計上させていただいております。11節需用費、細節104. 新生協消耗品費20万円の増額につきましては、新生活推進協議会の祝儀、香典等の各種封筒の在庫が少なくなっておりまして、その補充のために封筒代を計上してございますので、よろしくをお願いいたします。12節役務費の細節106. パソコン設置及び不具合調整手数料700万円の増額につきましては、来年5月1日の新元号の改元対応のための住民票や印鑑証明、税証明、給与明細、財務会計等の17業務のシステムの構築、改修業務に係る補正予算でございます。次に2目文書広報費の12節役務費の細節2. 広告料10万円につきましては、先ほど議会費で御説明したとおり、広告料の増

額が見込まれますので、増額補正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内間常喜君

5目企画費でございます。企画費につきまして97万5,000円の増額補正でございます。13節委託料、細節106. 真謝西崎住環境負担軽減事業委託費につきましては、伊江島補助飛行場に隣接する真謝西崎区に居住する区民の住宅に対し、住宅防音を行う場合の工事仕方書等を作成する委託費として計上するものでございます。平成31年度の実施に向け、8月に区民アンケートを実施し、去る6日、7日には区民説明会を開催し、意見交換を行っております。工事の仕方書を作成し、事業費が積算され次第、次年度以降事業着手に向け進めていく予定でございます。19節負担金補助金及び交付金の2万5,000円の減額でございますが、細節112. 基地交付金関係市町村負担金において、規約改正による減額措置でございまして、今年度の負担金は徴収しないことになったものでございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

歳出3ページをお願いします。2款2項1目税務総務費3,000円の増額につきましては、細節101. 固定資産税の納期前報償金で実績により、件数金額が増えたことによる計上でございます。2目賦課徴収費48万1,000円の増額については、細節101. 還付金となっております。法人村民税の確定申告に伴う還付請求が昨年度の実績を上回る見込みであることと、固定資産税の家屋におきまして、1棟が二重に賦課されていたことがわかり、賦課されるべきでない家屋分を平成16年度分までさかのぼって還付したく、計上してございます。今回の件につきましては、賦課誤りによる大変御迷惑をおかけしました住民の方に対し、深くおわびを申し上げたいと思います。今後は、新築、増築、滅失などの課税台帳入力処理後のチェックを十二分に精査し、また複数の職員において作業を行うなど、徹底して今後業務を行ってまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

4ページをお願いいたします。2款5項2目指定統計費の14節使用料及び賃借料2万5,000円の増額につきましては、統計事務調整及び担当者説明会時の高速料金を補正計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

歳出5ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、細節123. 福祉システム改修委託料52万5,000円の増額補正につきましては、歳入で見ました障害者総合支援事業に係る国保連合会のサービス内容の審査事務が法改正により拡大され、さらなる国保連合会と市町村の連携、取り扱い事務が円滑に進められるようシステムを改修する経費の計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

2目国民年金事務費につきましては、歳入で御説明しました年金生活者支援給付金の支給に向けたシステム改修分が国庫支出金から充当されることによる財源補正でございます。6目介護保険費34万3,000円の増

額については、細節103. 平成29年度沖縄県介護広域連合決算に伴う精算負担金となっております。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮里政喜君

歳出の6ページをお願いいたします。4款1項1目の11節需用費、修繕費の30万円の補正ですけれども、医療保健センターの診療所、それから3階のほうに少し雨漏りがあります。これについて、補修したいということでの計上でございます。

それから2目の予防費の賃金につきましては、職員の産休によりまして、臨時職員2人を今採用しておりますので、その分の賃金を計上してございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

歳出7ページをお願いいたします。6款1項2目農業総務費3万円の増額につきましては、細節1. 通信運搬費で飼料等の輸送費が年度末までに不足が見込まれますので、計上してございます。3目農業振興費2,463万3,000円の計上は、19節、細節122. 災害に強い栽培施設の整備事業負担金で、沖縄県花卉園芸農業協同組合太陽の花の組合員3人で、平張り施設4棟の合計面積が4,225平方メートルの要望がございました。県分の一括交付金を活用いたしまして、施設導入を図りたく計上してございます。間接補助でございますので、事業主体の沖縄県花卉園芸農業協同組合に交付したいと思っております。4目複合作物振興費877万2,000円の計上は、9節旅費10万円は、今年の1月に開催されました花と食のフェスティバルにおきまして、花卉部門で農林水産大臣賞を受賞いたしました友寄翔平さんが、11月23日に東京明治神宮で開催される農林水産祭での授賞式に随行する職員1人分の旅費を計上しております。19節、細節1430. 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）867万2,000円は、事業内容といたしましては、主に伊江島観光協会、こころのハウス民泊受け入れ団体を対象に、一般向けの新たな体験メニュー、宿泊メニューの開発や受け入れ態勢の整備を行う事業で、これにつきましても、間接補助でございまして、観光推進協議会に交付したいと思っております。5目畜産費41万9,000円の計上につきましては、9節、細節4. 普通旅費38万円は、現在進めております畜産総合施設整備計画策定業務に係る、策定委員会の委員の県外視察旅費を計上しております。7万5,300円の5人分を計上しております。14節、細節1. 自動車航送料等3万9,000円につきましては、県外施設の視察に係るレンタカーの使用料を計上しております。7目農地費5,422万9,000円の計上は、県補助金の追加内示により増額となっております。13節委託料805万1,000円は、細節1359. 農業基盤整備促進事業（西部西地区）でございまして、一部残っております実施設計業務と工事に伴いまして増えます現場技術業務の追加計上をしております。15節工事請負費につきましても、同じく西部西地区の排水路溝185メートルを追加して施行してまいりたいと考えております。17節財産購入費、細節1359. 農業基盤整備促進事業（西部西地区）につきましても減額し、13節委託料への組み替えでございまして、同じく細節1364. 団体営農地保全整備事業272万9,000円は、事業から搬出される土砂残土等の置き場（用地）を取得して確保したく計上してございます。場所につきましては、農民道場の施設、建物から西側に約2,729平方メートルを確保したいと思っております。今後、農地保全整備事業やハイビスカス園等からの搬出される土砂の量につきましては、約2万2,000立方メートルを見込んでおります。9目災害対策費、補正額ゼロでございまして、14節からの組み替えでございまして、11節、細節1. 消耗品10万円につきましては、6月の台風6号以降、毎週末のように台風、熱低が接近しております。対策用の土嚢袋を1,000枚購入したく計上してございます。22節、細節1. 補償金50万円につきましては、台風6号におきまして、阿良溜池が冠水した際に花卉農家の倉庫が冠水しております。そのときに電動

噴霧器が冠水いたしまして、当初修理での修繕を見込んでおりましたが、修理不能との連絡がございましたので、その噴霧器を補償したく計上してございます。14節、細節8. 借上料の60万円の減額につきましては、11節、12節への組み替えによる減額でございます。10目堆肥センター運営費100万円の計上につきましては、15節細節1. 工事請負費で堆肥センター破碎施設の会計検査時に調査官から指摘がありました植栽してありますクロキでございますけれども、樹高につきまして、防風ネット等を設置いたしまして、生育及び育成を促し、対策を講じたいと思っております。その工事費の計上でございます。ネットの高さが3メートルで、全長が123メートルになる予定でございます。

歳出8ページは飛ばしまして、歳出9ページ、6款3項1目水産業総務費20万1,000円の計上は、9節、細節4. 普通旅費で18万円、第69回全国漁港漁場大会が10月26日に大阪府のほうで開催されます。その全国大会に参加したく旅費を計上してございます。14節細節1. 自動車航送料等につきましては、出張等で年度末までに不足が見込まれますので、増額計上してございます。2目水産業振興費466万4,000円の計上は、19節細節101. FRP漁船購入補助金72万円は、漁業者より漁船購入補助金交付申請書が提出されております。漁船の大きさにつきましては4.9トンで価格が900万円でございます。水産業奨励補助金の交付規程に基づき、補助率8%、72万円を交付したく計上してございます。細節1432. 伊江村観光漁業コンテンツ開発事業（推交）でございます。394万4,000円は、一括交付金を活用いたしまして、これまで伊江漁協の観光部会が行っております追い込み漁や、ハーリー競争体験に加え、新たな体験メニューの開発や需要調査を行い、観光漁業の推進につなげる目的で、今回基本計画の策定業務を行っていたく計上してございます。事業主体は伊江漁協でございますので、伊江漁協への交付したく計上しております。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

歳出10ページをお願いいたします。7款1項2目商工振興費におきましては、78万2,000円の増額補正でございます。11節需用費、細節1245. 観光・特産PR事業13万2,000円につきましては、村のピーアールに活用しておりますイメージキャラクター「タッチゅん」の新たなシールの製作に伴い需用費に不足が予想されますための増額補正となっております。12節役務費、細節1245. 観光・特産PR事業7万円につきましては、県外ピーアールイベントに参加する際の展示物等の郵送料について、予算の不足が生じる恐れがあるための増額補正となっております。18節備品購入費58万円の増額につきましては、細節3. 機械器具費について、水中カメラが故障により使用不能となってしまったため、新たな水中カメラの購入費の計上と、細節1405. はにくすにホール音響機材購入事業につきましては15年が経過して、音響に不具合が生じてきておりますはにくすにホールの音響機材を一括交付金を活用して、更新する計画をしておりますが、追加備品いたしまして、音響機材を収納するラックを加えて、事業を執行するための増額補正となっております。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

歳出11ページでございます。8款1項1目土木総務費40万円の増額でございますが、9節旅費、細節4. 普通旅費で不足が見込まれますので、増額をお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

8款1項2目特別事業対策費の202万円の増額補正でございますが、12節役務費、細節1417. 東江上集落

道21号線道路整備事業の2万円の増額につきましては、用地買収に伴います土地鑑定料に不足が生じたことによる増額補正でございます。13節委託料、細節1409. 西江前集落道9号道路整備事業の200万円の増額でございますが、設計・積算基準書の道路詳細設計が見直され改定されたことによる増額補正であります。

歳出12ページ、8款2項1目道路橋梁費の20万円の増額補正でございますが、14節使用料及び賃借料、細節8. 借上料につきましては、重機使用料に不足が生じたことによる増額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

歳出13ページでございます。8款3項2目住宅建設費は、財源補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

14ページ、お願いいたします。9款1項1目非常備消防費5万円の増額につきましては、消火活動、台風時の対応、人命捜索の防災活動の出動件数が例年より多くなってございまして、食糧費に不足が予想されますので、増額補正してございますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

歳出15ページをお願いします。10款1項2目事務局費400万円の増額でございますが、9節旅費15万円につきましては、8月に契約が切れましたALTの転居先までの旅費と、10月から契約となります新ALTの東京からの旅費の計上でございます。13節委託料300万円の増額につきましては、3学校のブロック塀の鉄筋探査の委託料でございます。18節備品購入費70万円の増額につきましては、現在、文書整理の委託をしておりますが、整理した保存箱を納める棚が必要ですので、計上してございます。19節負担金補助金及び交付金、細節110. 国際化協会負担金15万円の計上につきましては、先ほど説明しましたALTのジェットプログラム渡航費を負担金でございます。

16ページをお願いします。2項小学校費1目学校管理費265万7,000円の減額でございますが、7節賃金408万円の減額につきましては、新学習指導要領が平成32年度から開始されることから、支障なく進められるよう、その移行期間中に、両小学校へ英語の教師を支援員として雇用する予定でございましたが、契約予定者から大学でさらに上を目指して勉学に励みたいと。そういう申し入れがありまして、契約することができませんでした。その後、募集を行いました。申し込みがなく全額減額してございます。なお、伊江小と西小を一人の支援員で受け持ち、予算はそれぞれ両小で計上してございましたので、それぞれ減額となっております。9節旅費2万3,000円の増額は、図書事務の研修旅費として2回分の旅費を計上してございます。11節需用費、細節206. 西修繕料140万円の増額につきましては、西小第2教員宿舎の給水加圧ポンプが故障してございまして、それにつなぐ配管等も腐食していることから、その取り替え費用も含めまして計上してございます。

歳出17ページ、3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助金及び交付金150万円の増額につきましては、九州中学校相撲大会や九州中学校陸上競技大会などの大会派遣費として計上してございます。

歳出18ページ、4項1目幼稚園費13万円の増額でございますが、人事異動により西幼稚園の教諭が幼稚園教諭初任者となりますので、初任者研修の旅費11万6,000円と出張時の2回分の自動車航送料等1万4,000円の計上でございます。

歳出19ページ、5項1目社会教育総務費、19節負担金補助金及び交付金4万4,000円の増額につきましては、当初予算にて1人分を計上しておりました伊江村青少年健全育成事業におきまして、今年度2人当選しておりますので、1人分の補助金を追加計上してございます。2目公民館費80万円の増額につきましては、11節需用費、細節303.改善センター修繕費におきまして、当初予算にてクーラー10台の設置費用を計上しておりましたが、電気配線代が計上漏れしておりましたので、計上してございます。3目文化財保護費22万6,000円の増額につきましては、歳入予算にて説明しました奈良文化財研究所での文化財担当者研修の旅費を計上してございます。

歳出20ページ、6項1目保健体育総務費96万3,000円の増額につきましては、19節負担金補助金及び交付金、細節101.スポ少大会派遣費助成事業におきまして、スナックゴルフの全国大会及び野球やサッカーの沖縄県大会の派遣助成として91万5,000円を計上してございます。細節302.スポーツ推進員協議会負担金4万8,000円につきましては、今年度九州地区スポーツ推進員研究大会が、沖縄大会となっております。7月の総会にて分担金が確定しましたので計上してございます。2目体育施設費46万7,000円の増額につきましては、B&Gに設置しておりますマッサージチェアが2台とも故障しております。経過年数も8年以上経過しておりますが、部品の中で製造中止のものもありまして、修理もできないことから、新規購入として2台分を計上してございます。3目学校給食費23万8,000円の増額につきましては、前年度工事しました給食センターの南側の擁壁工事にて16.82平方メートル分の土地分筆登記料が発生しましたので計上してございます。

以上で、平成30年度伊江村一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

(休憩時刻14時32分)

再開します。

(再開時刻14時45分)

先ほどの議案第60号の税条例の中の質疑の中の答弁で、訂正があるようですので、訂正させたいと思いません。

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

先ほど名嘉議員のほうからの質問に対する私どもの答弁の中身で、村県民税の基礎控除について質疑がありました。私「38万円」と申し上げましたが、すみません、こちら所得税の基礎控除となっております、村県民税は「33万円」でございます。

○ 議長 島袋義範君

これから質疑を行います。

歳入、款ごと質疑を許します。11款地方交付税、1ページ。〔「進行」の声あり〕

15款国庫支出金、2ページ、3ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。16款県支出金、4ページ。〔「進行」の声あり〕

19款繰入金、5ページ。〔「進行」の声あり〕

21款諸収入。〔「進行」の声あり〕

22款村債、7ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。1款議会費、1ページ。〔「進行」の声あり〕

2款総務費、2ページから4ページ。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

企画費の13節、細節106. 真謝西崎住環境負担軽減事業委託費について、伺います。真謝西崎区では、役場のほうから（仮称）と書かれています。真謝西崎住環境負担軽減事業に関するアンケートが配付されています。これについては、我々議会には何の説明もなしに行われているアンケートです。また予算も組んだ覚えもありません。これについて、議員も知らない方もおられると思いますので、このアンケートについて、どういうアンケートだったのか。資料を配付していただきたいと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

企画費の真謝西崎住環境負担軽減事業委託費のこのアンケートの説明を申し上げましたが、このアンケートの様式につきまして、後ほどお配りしたいと思います。議長、よろしいでしょうか。今、準備します。準備する間に、少しでも説明をさせていただきたいと思います。A4版1枚の紙で、真謝西崎合計で250余りの戸数にアンケートをとってございます。議員の御質疑の中には予算を計上していないというお話がございましたけれども、今回アンケートということで、紙が250数枚の紙でございまして、またこの事業に着手する前の事前準備といえますか。住民の考え方、ニーズ、そういったものを把握するための事前のアンケートであったために、議員の皆様にご説明することができなかつたことに対しましては、事務方としてお詫びを申し上げたいと思っています。ただこれまで議会の中で、この隣接する伊江島補助飛行場に隣接する両区に対して、この住環境が悪いと、騒音がひどいという中で、何らかの手を講ずる必要はないだろうか。特に国の住宅防音事業等を活用した事業とか、そういったことの要望の質問もございました。そういったことも踏まえて、今回アンケートをとって、どういったニーズがあるかということで取り組んだ次第でございます。

また、予算につきましても、既得の予算の一般事務事業費というものがございまして、想定内といえるでしょうか、そんなに多額の予算でもございませぬし、一般事務事業という範囲内で執行したということで御理解をいただければと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

ただいま10番議員から要求のありましたアンケートの資料について、全員に配ることよろしいですか。皆さん。そういうふうをお願いします。

休憩します。

(休憩時刻14時52分)

再開します。

(再開時刻14時53分)

質疑を継続します。

2款ほかにもございませぬか。10番 名 嘉 實 議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

このアンケートの問Q2で「村の補助金で住宅防音工事を行えるとしたら希望しますか?」という問いがあります。これについては後でお聞きしますが、このアンケート結果についての集計、結果は公表できますか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

アンケート結果につきましても、今集計中でもございますので、今現在のものでしたら可能でございますので、後ほど、お配りしたいと思います。回収率は今のところ56%で実際は組長を通しまして、お配りしていただいて回収をしておりますが、説明会のあとにも実は「ワンヤ、マダイジャチランサ」と「今ダテ、ナ

イミ」というような問もありまして、「大丈夫ですよ」と、またアンケートを出したからできる。出さなかったからできないということではなくて、あくまでもニーズ、調査のためのものですので、これを出した出さないということが今後の事業に影響を与えるというものではありません。ただ、出していないとおっしゃるんでしたら、「どうぞ出してください」ということで、まだ集計途中ではありますので、今現在のものによろしければ、後ほどまたお出ししたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

真謝・西崎両区の区政委員会の決議として、全部ではありませんが、読み上げたいと思います。これは村長とそれから議長宛てに送付といえますか。届けられていると思いますが、この内容について、読み上げてまた質疑をします。途中から読みます。「MV22オスプレイの夜間無灯火飛行訓練など、運用上の必要性を盾に、午後10時以降の夜間飛行の常態化、着艦飛行訓練は村民や家畜への被害も出て、米軍のやりたい放題の演習が繰り返されているのが実情である。さらに、米海兵隊はハリヤーF A18フォーネットの後継機と位置づける最新鋭F35Bステレス戦闘機を岩国基地に16機配備し、さらに嘉手納基地に26機展開させ、伊江島での訓練計画が明らかになった。そして現在、伊江村や村議会、真謝西崎区の反対決議を無視し、より危険なCV22オスプレイの訓練もあると言われている。LHDデッキの改修工事が終わると、さらに演習も激化する。この間も県内において、オスプレイ墜落事故、CH53の炎上事故も発生している。いずれもひとつ間違えれば、住民を巻き込む重大な事故になる。特にオスプレイの離着陸の騒音は激しく、昼夜間に渡る飛行訓練がひとたび実施されれば、人身への影響（圧迫感、不眠）物的影響（サッシのがたつき等）がある。真謝・西崎区は米軍基地と隣接しているがゆえに、平穏な住民生活は損なわれていると共に、地域振興（農水産業、観光産業）障害が著しく、訓練激化のもと、さらなる重大事故が発生する危険性は、ますます大きくなる。よって区民の生命と財産を守る立場から、オスプレイ訓練及びF35Bステレス戦闘機訓練に対し強く反対を求める。」ということが、真謝・西崎両区政委員会で決議をされています。この予算案では、住環境軽減負担事業費として、委託料100万円ですが、この真謝・西崎両区の区政委員会の決議は、単なる騒音防止だけではないんです。住宅の中では防音工事によって、ジェット戦闘機の騒音は緩和されると思いますが、オスプレイのような超低周波音、これは防音工事によっては軽減できないだろうと言われています。これについて、村長、真謝西崎両区の規制委員会の決議について、どういうふうを受け止めておられるか。それについて、考えをお伺いします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

真謝西崎両区からの反対決議の要請につきましては、平成27年ですか。総会の決議でも要請を受けております、手交で。今回は区政委員会の決議ということで、要請を両区長から受けておりますので、皆さんの真謝・西崎両区皆さんの基地周辺の皆さんの基地からの負担については、常々村としても心苦しく思っているということも申し上げましたが、今回の要請については来たる26日に防衛局に議長とともに出向いて、両区の反対の意見を申し上げていきたいと思っているところであります。先ほどの名嘉議員からありましたこの辺の全面的に今回はお互いがこの事業をやるか、やらないかを前提としてアンケートをしておりますが、とりあえずはその辺の住民の負担の一部でも軽減できれば、この負担軽減につながるのではないかとこの部分で、村はこれまでも防音の区域の指定もお願いして、昭和50年に行われた特例的な予算補助の住宅防音の実施もずっと求めてきました。しかし、なかなか現実的に厳しいということで、今回時期的にいろんなハード、

その辺の部分もある程度、終わってはきていますから、義務的経費の削減から事業費を捻出して、そういう村が単独事業で住宅防音をして、真謝西崎区の皆さんの騒音に対する負担軽減を一部でも軽減できればということで、今回のこのアンケートを実施した経緯があります。MVオスプレイの専門的な部分は、私は存じませんが、今よりは住宅防音をすれば、確実に住民の生活の環境は軽減していい方向に行くのではないかという思いの中で、住民の皆さんの意向がなかなか把握できなかったのも、今回そういう軽減事業に関するアンケートをさせていただきました。アンケートの中で住民の説明会が必要だということで、去った6日、7日に真謝区西崎区のほうに、担当課長が出向いて説明をしているんな意見が出たと聞いております。区民説明会の中で出た意見も踏まえながら、今後その住宅防音の事業、住環境軽減事業の実施について、村として考え方をまとめていきたいと思っております。とりあえずは質疑の内容については、皆さんの決議はちゃんと防衛局に伝えます。ということで、この工事とか、その辺についても、議会も村も両区も反対をしている立場ですから、村がこの工事もろ手を挙げて容認をしているということではありませんので、その辺は両区においても理解をしていただきたいということは申し上げましたし、そういうことで26日に両区の区長から手交されました決議書の考え方をうまく受けとめて、しっかり防衛局のほうに伝えていくということを両区長に申し上げております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

アンケートの回収率は56%ということでした。その後も何人かは「まだ書いていないが、出してもいいか」ということはあったそうですが、この防音工事に対して、やってほしいという人もいるでしょうけれども、家の中だけで暮らしているわけではないんです。農作業も昼間はやるし、夜間演習もあるし、西崎区民は爆音被害だけではないんですよ。いつ落ちてくるかわからない。そういう本当に我々がこの辺で住んでいる人が感じない恐怖心を持っているんですよ。あっちこっちで事故があるから、「おれは、引っ越しをしたい」という人もいますよ。だからそのQ2で「村の補助金で住宅防音」ということを書いてあるんですが、防音工事は村の財政では全部やることは、私は不可能だと思っています。防音工事だけではなく、引っ越しを要望している人に対しては、どういうふうに考えているか。それについても、どうですか。伺います。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

端的にお答えをしたいと思えます。名嘉議員がおっしゃっているそういう希望されている方がいらっしゃるという部分の認識はしております。ただ現在のところ、「引っ越しをしたい、移転をしたい」という部分については、村としての中では荷が重すぎるのではないかと思っておりますので、ずっと担当の室長にも申し上げていますが、防衛局、国において、その辺を希望すれば移転できるようなそういう事業はないのかという話はしておりますが、残念ながら現在のところ国において、そういうのは伊江村の中では厳しいのではないかとようなことを伺っています。非常に騒音が激しい、そういう事業があることはあるらしいんですが、伊江村はなかなかこれに該当しないのではないかと。なおかつ住宅防音の事業にも該当しないわけです。だから国がなかなかできない部分を、先ほど申し上げましたが、そういう時期的に保育所、診療所、B&Gセンター、多目的な中にその辺の基金を活用して、人件費がある程度軽減できて捻出できたので、そのほうを原資として、ずっと言われているこの基地の周辺の皆さんの負担軽減に向けて一部でもできればという部分で考えている中で、このアンケートを実施したということでございます。移転については、なかなか厳しく、今のところ、村としては考えていないという部分で、それよりは、やはり多くの皆さんに負担軽減、一

部でも名嘉議員がおっしゃるように、あくまでも住宅防音ですから、住宅の中でしか効果はないと思っておりますが、それでも現状よりはこの住環境はよりよくなるのではないかという思いで、そういう事業を今後村として検討して実施していければという前段としてのアンケートだという部分で理解をしていただきたいと思っております。移転については、今のところ非常に村の事業としては厳しいのではないかと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

同じく106. に関して質疑させていただきます。今回自分も西崎区のほうを回りまして、高齢者の方からこのアンケートの件についてお伺いしました。今回、事業委託費ということで100万円計上されておりますが、これは平成30年度で委託ということでその調査だと考えております。この防音工事に関して、その後も実施するに当たり、どういったスケジュールを持っているのか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

この委託料の説明の中で仕方書というお話を申し上げましたけれども、防衛省の補助事業、できたら国の補助事業でやっていただきたいんですが、何しろ85Wという数値というのが、伊江村の場合においてはできないということで、法整備された補助事業の中では適用されないということが、再三にわたって要請してもかなわないということで法の壁があるということになります。いずれにしてもただ住宅防音のこの事業をしっかりと類似といいますか。それに近い形でやるためには、仕方書という工事の作り方がありますよね。サッシのつけ方であったり、今ついているサッシをどういうふうに取り外して、それをどう防音工事、防音のサッシを取り付けて、コンクリートとか、そういったものの厚みとか、幅とか、いろんなものが出てくるわけです。その中で仕方書というのが、共通事項とか、設計の計画基準、防音工事の防音計画、空調、空気調和計画とか、外構防音工事とか、さまざまな事項がありまして、私は専門家ではないものですから、その辺技術者ではないために、説明がうまくできませんけれども、そういった公平に平等に、そしてしっかりと施工するための仕方書をつくるための委託料として今、計上しているところでございます。

そして議員がおっしゃるこれからのスケジュールといたしまして、今予定として、聞いていただければと思いますけれども、まず仕方書をつくりまして、工事の概要、サッシを取り付ける場合の仕方書をつくって、仕様書をつくります。そしてそれをつくると、この希望に合った、例えばサッシを全部変えてほしい。あるいはクーラーも入れてほしい。その場合の積算、あるいは今回の説明会の中でもありましたが、新築のお家だったら触りたくないんだと。つくったばかりのものを、きれいな歯を治療するのと一緒ですから、「そんなことはしたくない」という方もいらっしゃいます。その場合は、最初といいますか。クーラーだけとか、そういった方もいらっしゃるのではないかと思います。そういった場合のクーラーだけ、空調だけの場合とか、そういった仕様の中で積算をしていくことで、全体の希望が8割近く希望者がいらっしゃいますので、そういった方々のニーズにお答えして積算をしまして、そして村長からも説明がありました。これまで、調整交付金とか、一括交付金とかの事業の中で、人件費とか、施設の運営費、そういった経常経費を浮かせてきた。圧縮してきた経費を基金として積み立てて、積み立てた基金を活用しながら、次年度の工事費に充てていく仕組みで、工事自体は平成31年度に順調にいけばできないかなというスケジュールでございまして、ですから、全体で250世帯ぐらいありまして、その中の7割、8割ぐらいは御希望されるのかなと思いますけれども、金額が結構莫大になります。ですから単年度では難しいだろうということで、複数年度にまたがった事業になるのではないかと考えているところでございまして、順調にいけば基金の条例も年度内で議会の

ほうに上程できればと考えているところでございます。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

わかりました。その概要については、その方もそういった説明を受けたと。単年度ではできないという話は説明の中で受けたとお伺いしております。ただ何分、高齢者の皆さんは、本当に自分が生きている間に、その防音工事ができるのかという、「それまでワッター、ヌチネーバンアラニ」という方が実際いました。西崎区、真謝区、本当に近い方は1日も早いそういった一部の防音工事にはなりますが、その基地から出る被害の半分以下のそういった措置になると思います、ひとつのそういった措置の中にもなります。それを待っている方もおります。そしてその中身に関しては、本当でしたらこれは防衛省が調整交付金等の中から100%出してやるべきだと思いますが、何分伊江村というのは、そういった防音の補助の対象外になります。今回、村長並びに議長が26日、この抗議、反対決議のものをあわせて防衛省に行く際は、ぜひそういった中身も伊江村では検討していると。そういったこともあるということも説明に入れていただいて、実際またほかの市町村では、調整交付金の中に各区に対しての補助といいますか。そういったこともやっているところもありますので、ぜひその辺も検討をされて、要請の中に入れていただければ、西崎区、真謝区に関してもそういった要請行動をやっているというのは、やはり目に見えてわかると思いますので、ぜひ26日の際にはこの内容も説明をしていただければと思いますが、村長、どうですか。

○ 議長 島袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

島袋 勉議員のただいまの御質疑といいますか、それを踏まえてしっかりとこの住宅防音の件についても、防衛局で申し上げたいと思っております。両区の決議の部分も伝えますし、この住宅防音についても、名嘉議員からもありましたが、これだけのお金がかかるので、説明会でも本当に尻切れトンボにならないのと、伊江村の予算が本当に最後までそこをできるぐらいの予算の確保はできるかというような懸念もあったということです。そういう中で、本来国がすべき部分を村がやるという部分で、国からその辺の補助金も求めるべきではないとか、その辺の部分の話もあったというのを聞いております。とりあえずは村の単独事業で実施をして、その後その辺の継続に向けた取り組みを一生懸命、議会の皆さんの支援も受けながら、国とかその辺の部分にまたその費用の一部助成とか、要望すべき時期がくれば、そういうことも今後検討して、とりあえず先ほど説明がありましたが、平成31年度から実施に向けて一生懸命この真謝区、西崎区の住民の負担軽減、一部なんです、それでも必ず今よりはよくなると思っておりますので、その辺の実施に向けて一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますし、先ほどの件は議長も今その質疑を聞いていますので、一緒になってその辺の部分はしっかりと防衛局に伝え、あるいは要請、要望をしていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義 範 君

進行します。3款民生費、5ページ。〔「進行」の声あり〕

4款衛生費、6ページ。〔「進行」の声あり〕

6款農林水産業費、7ページから9ページ。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

7ページ、複合作物振興費の19節負担金補助金及び交付金について、お伺いします。細節1430. 農山漁村振興交付金事業（農泊推進対策）ということですが、これはどういう内容の民泊というのはわかりませんが、農泊というのは、どういうものですか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍君

農泊と民泊との違いはということで、お答えさせていただきます。農泊につきましては、農山漁村において、これは全国的な基準でございますけども、日本ならではの伝統的な文化、生活を体験して、地域の方々と交流を楽しむということで、なかなか沖縄県にはないんですが、本当に山村でありますとか、ちょっと離れた漁字の集落でありますとか、その辺での民泊みたいな滞在型の山村漁村への滞在型の施行農泊と農水省では言っております。今回、この辺なかなか沖縄県には全国的なものでもございますし、基準といたしましては、実際村が行っている民泊とは若干ちょっとかけ離れている部分がありまして、この辺を何とかうまく活用しているようなメニューの開発ができないかというところを申し上げたところ、国のほうでもこの辺は大きく拡大解釈していただきまして、総合事務局のほうから農泊の新たなメニュー、ただし今やっているものではなくて、新たなメニュー、例えば一般、修学旅行生ではなくて、一般の旅行者を誘致するということがありますとか、今後は可能性がある本部へ入港するクルーザー、大きなものでこの辺の外国人の誘致ができないかとか。この辺のメニュー開発であれば何とかできるんじゃないかということで、今回農水省の予算ということでありまして、農林のほうで予算を計上させておりますけれども、これを今後、村で行っている民泊事業者と内部で調整をしながら、事業の展開を図っていききたいと、新たなメニュー開発をやっていききたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

長期滞在型ということでしたよね。長期でもない。

はい、わかりました。

○ 議長 島袋義範君

ほかにございませんか。進行します。

7款商工費、10ページ。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

10ページ、細節3. 機械器具費に関しまして、水中カメラの故障とっております。この水中カメラが故障に至った経緯をちょっと聞かせていただけませんか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

この水中カメラでございますが、平成28年度に村の単費で購入をいたしました。この購入した目的は村内のダイビング協会の皆様から、御要望がございまして、お客さんも連れて伊江島の周囲、ダイビングを潜る際に、その映像を静止画であり動画を、そのダイビングショップの皆さんが撮影をする器材をとって、村としましては、その撮ったきれいな水中の映像を観光ピーアール映像とかに、素材として活用していただくという関係性をもって、村のほうで商工観光課のほうで購入をいたしました。これがどうして壊れたかという御質問でございますが、今年「海の日」に、海あすでいというイベントを開催した際に、こちらのほうでいろんな写真を撮っておりました。水際等で風景を撮っていたときに、このカメラ自体は水中カメラなんですけれども、いろんな水が入らないガードするものを装着して、海水に入って水にも強いという、それを外すと通常のこのデジタルカメラと同じ仕様になっているというような状況のカメラでございます。これを通常

このビーチサイドで撮影をしていたところ、ちょっとこの波、潮をかぶって、それから干したりしてやっていたんですけども、修理を出したところ「もうこれ使えない」というような形で、新たに購入させていただくという状況でございます。ちなみにこちらのカメラ、保険のほうにも加入をしております、この係る費用につきましては、また保険金のほうで補填されるという形で新たな持ち出しがないような形で今回、購入させていただくという内容になっております。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻15時25分)

再開します。

(再開時刻15時30分)

進行します。8款土木費、11ページから13ページ。〔「進行」の声あり〕

9款消防費、2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

今回8月に人命捜索がありました。消防団の皆様は普通は仕事がある中で、人命捜査の大事さを知って、多くの消防団の皆さんが参加されたことに議会のほうも感謝したいと思います。その捜索の中で、今回湧出のほうも捜索をされて、その崖というんですか。その捜索の中で、ドローンを使ったという情報があったんですよ。これが所有しているのが漁協の組合長ですか。組合長が所有していたドローンを使って、その崖のところの林の中とといいますか。その辺も捜索を入れたという話をお伺いしております。そういった最新の機材を入れることによって、消防団員の負担も軽減できると思うので、次からはそういったドローン等、飛行区域どういった場所で飛行できるのか、できないのかというものも、そういった基準もあるとは思いますが、そういったものを調査をしていただいて、ぜひ消防の備品として取扱いできるのであれば、そういった災害等に関して、十分役立つ機材だと思いますが、これから先、検討をされる余地はないでしょうか。どうですか。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城 弘和 君

今回ドローンで捜索をして、大変効果的な捜索ができたということをお聞きしておりますけれども、ドローンについて消防費、消防省の補助金でも購入できるということをお聞きしてございますので、今後そういう補助金をうまく活用しまして、そういう導入とも検討させていただきたいと思えます。

○ 議長 島袋 義範 君

進行します。10款教育費、15ページから20ページ。〔「進行」の声あり〕

歳出、一括して質疑を許します。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出の10ページ、7款商工費、せっかく私たちの机の上には11節の需用費、細節1245. の中では「タッチゅん」のステッカーの作製費ということで説明がありました。机の上に新たなステッカー2種類が置かれているんですが、今回また違った使い方のものが入っているということで、せっかく手元にもありますので、また新たな試作があるということをお伺いしておりますので、説明のほど、よろしくお願ひします。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

大変、失礼をいたしました。補正の説明の中でも7款商工費の需用費で、新たにまた「タッチゅん」のシールをつくりましたという費用に係る補正の説明をさせていただきましたが、それに関連してきょうも皆

様の机に新しくできたシールを配付させていただいております。今回色合い等を変えたのに加えて、新たにこのシールの中にQRコードというものを設けたということと。一番下のほうに今、若者のSNSの一番使用されていると言われておりますInstagramの公式アカウントの表示をしております。このQRコードはスマートフォンで読み取りますと、村のホームページの商工観光課のいろいろ観光情報のところのサイトにホームページに飛ぶというような仕掛けになっております。下のInstagramのアドレスといいますか、この@iejima_tatchunという、こちらをインスタの入力をしてもらいますと、今Instagramのほうで、さまざまな観光情報を発信しております、今この村の公式のInstagramを見ていただいているフォロワー数がやがて1,000人になろうという形で、こういったSNSを通じた島の認知度向上をピーアール活動に積極的に取り組んでいるということも含めたシールになりますので、どうぞ皆様方、御利用いただければと思います。以上です。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

歳出6ページ、お願いいたします。2目予防費の細節1094. 健康増進事業事務費の164万6,000円ですけれども、雨漏りということでの修繕費ですけれども、以前私はそのB&Gも老朽化に伴い何回も台風襲来により、今まで被害をこうむって建てかえもそろそろ限界にきているのではないかという要望もしたわけですが、今回もやはり台風が大型に伴い、濡れて使用ができないということを利用者からお聞きをしたんですけれども、今現在そのB&Gは使用していないんですか。それとももしやるのであれば、この期間どこでそのような機材を利用してさせているんですか。お聞きします。これについては、場所はどこですか。診療所の2階ですか。歳出6ページの予防費の1094. B&Gの体育館と思ったものですから、失礼しました。

関連しまして、健康増進事業のそれは雨漏りですけれども、場所をもう一度詳しく雨漏りの説明をよろしくお願いします。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮里政喜君

1目保健衛生総務費の修繕費ですけれども30万円ほど計上してございますが、これは医療保健センターの修繕費でございます。医療保健センターにつきましては、以前から少しずつ雨漏りとかあって、補修は続けてされてはいるんですが、今回も3階の向こうは研修室ですか。今は相談室として使っている部分、あるいはまたリハビリのほうで使っている部分、それから3階医療保健課の入り口左側にあります身障者用のトイレの窓枠の部分、そういったところが雨漏りによりまして、大分屋根の石膏ボードあたりも大分黒ずんでいるところもありました。とりあえずは、この雨漏りの原因を調査をしまして、業者にもお願いをしまして、内側から補修は今ではしてありますけれども雨天、雨降るときの風向きによって、雨が漏る部分が時々、変わってくるんです。そういう状況もあって、全部一斉に補修ということはできませんので降る都度、確認をしながら補修しているところです。そういうことで、今回は30万円の計上ですけれども、今後もまだまだ少しずつ漏れるところがありますので、それはその都度、大事に至らないように補修をしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉實議員。

○ 10番 名嘉實議員

歳出7ページ、10目堆肥センター運営費について伺います。工事請負費100万円の補正ですが、堆肥が相

当余っているということを聞きました。これについては、余っている理由について、いろいろとあると思いますが、もっと使いやすいような今は粉ですね。ペレット状に加工したら、使う人が増えると思うんですが、その辺のところ、運営委員会も開かれたそうですが、これについてはどうお考えですか。使いやすいような堆肥をつくることについて。どう考えておられますか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍君

現状は、需要と供給のバランスが崩れておりまして、畜産農家からの現状の回収が多く、なかなか製造された堆肥が出荷できなくて、現在堆肥センター満杯の状態でございます。今回、先ほど名嘉議員からもありましたように、内部ではその辺のものをペレット化したらどうかという意見もあったりしまして、この辺を今、検討しているところでございます。本当にペレットを入れて需要があるのかというのを調査も含めながら、またこの機械を導入したために、どれぐらいの維持管理費がかかって、人件費が増えてというのを、収支計算もしないといけないところとっております。またこの辺はちょっとまた具体的に入れる、入れないという即答はできませんが、やはりもう少し利用促進を図るためにも、利用しやすい堆肥をつくっていくべきだと私も考えております。これは今しばらくもう少し内部のほうで、課内あるいは村長、副村長とも調整をさせていただきながら、早急に検討していきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第55号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第56号 平成30年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第56号 平成30年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、医療保健課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮里政喜君

歳出1ページをお願いしたいと思います。今回の補正につきましては、収入はございませんので、歳出の中でのやりくりということをしております。1款1項1目の診療所事務費の中の賃金を300万円ほど減額をして、これは医師の研修代替賃金、村の医師が研修等に出かける場合の代替の医師を招聘したときの賃金で

すけれども、これを300万円ほど減額をしてございます。そして共済費それから委託料、使用料について、振り替えて執行したいということでございます。まず共済費につきましては、現在1万5,000円ほど不足が見込まれますので、よろしく願います。それから委託料の医療費の事務システムにつきましては、当初の予算計上のところで計上漏れがありましたので、24万1,000円ほど計上してございます。

それから自動車航送料等につきましては、今後年度末までに不足が見込めますので5万8,000円ほど計上してあります。それから透析センターの団体生命共済事業、これにつきましても、4,000円ほど不足が生じておりますので、振り替えて執行したいということでございます。

次の2ページをお願いします。2款1項1目診療所医業費ですけれども、14節の使用料及び賃借料、医療機リース料ですけれども、これは診療所のAED（自動体外式除細動器）ですけれども、現在2器診療所で持っておりますけれども、購入からもう既に5年が経過しておりまして、バッテリーの充電が一度使うと、思うように充電ができないという状況がありまして、診療所のほうから要望がありまして、今回この2台ある除細動器をリースにしてかえようということで、9万7,000円を計上してあります。

あと3ページにつきましては、予備費ですけれども300万円ほど減額しましたので、その歳出、割り当てをして、残り分を次に備えるということでの予備費の計上でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出一括して質疑を許します。

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第56号 平成30年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第56号 平成30年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第57号 平成30年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第57号 平成30年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、本補正予算は歳出のみの補正となっております。詳細については、住民課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

事項別明細書、歳出1ページをお願いします。1款1項2目連合会負担金27万円につきましては、19節細節101. 国保事業報告システムの改修に伴う国保連合会への負担金となっております。

歳出2ページをお願いします。6款1項1目保健衛生費49万7,000円の増額補正につきましては、13節細節102. 保健事業委託料において、過去5年分の健康診断結果を入力する既存システムをさらに詳細に健診結果を分類し、きめ細やかな特定保健指導につなげるために、バージョンアップを図る必要があることから、今回増額の補正をお願いしたいと思います。

歳出3ページをお願いします。7款1項1目基金積立金2,462万1,000円の減額につきまして、本補正予算を財源調整したく基金を減額しております。

歳出4ページをお願いします。9款1項6目療養給付費等負担金償還金2,355万5,000円については、平成29年度療養給付費分の算定額が確定したことに伴い2,355万5,000円の超過交付額が発生しております。その分の計上方でございます。7目療養給付費等交付金償還金20万5,000円については、平成29年度退職者医療療養給付費の実績に基づき交付金額が確定したことにより20万5,000円の超過額発生によるものでございます。9目その他償還金9万4,000円についても、平成29年度高額医療費共同事業実績による超過額の計上でございます。

以上で、平成30年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出一括して質疑を許します。1ページから4ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第57号 平成30年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第57号 平成30年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第58号 平成30年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第58号 平成30年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,982万8,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細については、住民課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

事項別明細書、歳入1ページをお願いします。4款1項1目事務費繰入金6万9,000円の減額につきましては、後ほど御説明します健康長寿訪問指導受託事業分が県広域連合より充当されることによる財源調整でございます。

歳入2ページをお願いします。6款2項1目保険料還付金6万1,000円の増額については、修正申告により平成29年度分の保険料が還付となった3人の方への合計額11万1,210円から当初予算5万円を差し引いた計上でございます。

歳入3ページをお願いします。6款4項2目雑入6万9,000円の増額は、細節2.健康長寿訪問指導受託事業の実施に伴い、県広域連合より6件分の2回、合計12回分の金額でございます。

歳出1ページをお願いします。3款1項1目保険料還付金11万2,000円については、歳入でも説明いたしました3人の方への還付金分の計上でございます。

歳出2ページ、4款1項1目予備費5万1,000円の減額につきましては、財源調整のためによる計上方でございます。

以上で、平成30年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して質疑を許します。

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第58号 平成30年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第58号 平成30年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻15時58分)